



国指定史跡
北大東島燐鉍山遺跡
保存活用計画

2019年3月 沖縄県北大東村教育委員会

序 文

北大東島は沖縄本島から東方約 360km に位置し、玉置半右衛門ら八丈島出身の開拓団と沖縄各地からの労働者により、八丈島と沖縄の文化が融合した独自の文化（チャンプルー文化）が形成されてきました。

また、かつては燐鉱採掘産業で栄え、燐鉱山の一連の生産工程を示す国内唯一の遺跡や往時の生活施設や居住空間が今も島の西端に残されています。

こうした中、北大東島の歴史・文化、自然、人々の暮らしに関する燐鉱山に由来する文化的景観調査を平成 27 年度より実施し、これら独自の歴史と文化、燐鉱山遺跡の価値が評価され、平成 29 年には「北大東島燐鉱山遺跡」が国の史跡指定を受け、平成 30 年には「北大東島の燐鉱山由来の文化的景観」が沖縄県内初となる国の重要文化的景観の選定を受けることができました。

この北大東島燐鉱山遺跡の史跡指定を受け、平成 29 年度から平成 30 年度にかけ、文化庁及び沖縄県の補助を得て、史跡等保存活用計画策定事業を実施し、この度、「北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画」を策定したところです。

今後は、本計画書に基づいて、史跡の保存、活用、整備を図り、先人たちが築き上げた歴史と文化を次世代に継承していく所存です。

最後に、本計画書策定にあたり、「北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画策定委員会」の各委員をはじめ、文化庁、沖縄県教育庁文化財課からの貴重なご指導、ご助言を頂きましたことに、心より御礼申し上げます。

北大東村教育委員会
教育長 仲嶺 仁介

例 言

- 1 本計画書は、沖縄県島尻郡北大東村字港に所在する国指定史跡「北大東島燐鉱山遺跡」の保存活用計画書である。
- 2 本事業は、北大東村教育委員会が主体となり、平成29～30年度の史跡等保存活用計画策定事業として、文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金、沖縄県の文化財保存事業費補助金の交付を受け実施した。
- 3 計画策定にあたっては、「北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、文化庁、沖縄県教育庁文化財課の指導を受けながら北大東村教育委員会が策定した。
- 4 本事業に関わる調査及び、測量、編集等の業務は、株式会社国建に委託した。
- 5 「北大東島燐鉱山遺跡保存活用策定委員会」の委員及びその経過は「第1章 第3節 委員会の設置・経緯」のとおりである。
- 6 事業実施体制は以下のとおりである。
 - ① 指導機関
 - 文化庁文化財部記念物課（平成29年度～平成30年9月30日）
 - 文化庁文化財第二課・文化財資源活用課（平成30年10月1日～）
 - 沖縄県教育庁文化財課
 - ② 事務局
 - 北大東村教育委員会教育課
- 7 本計画書の作成にあたっては「北大東島燐鉱山遺跡保存活用策定委員会」において協議検討を重ねた。
- 8 本計画書で使用した各種データ等は、北大東村教育委員会で保管する。

北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画 目次

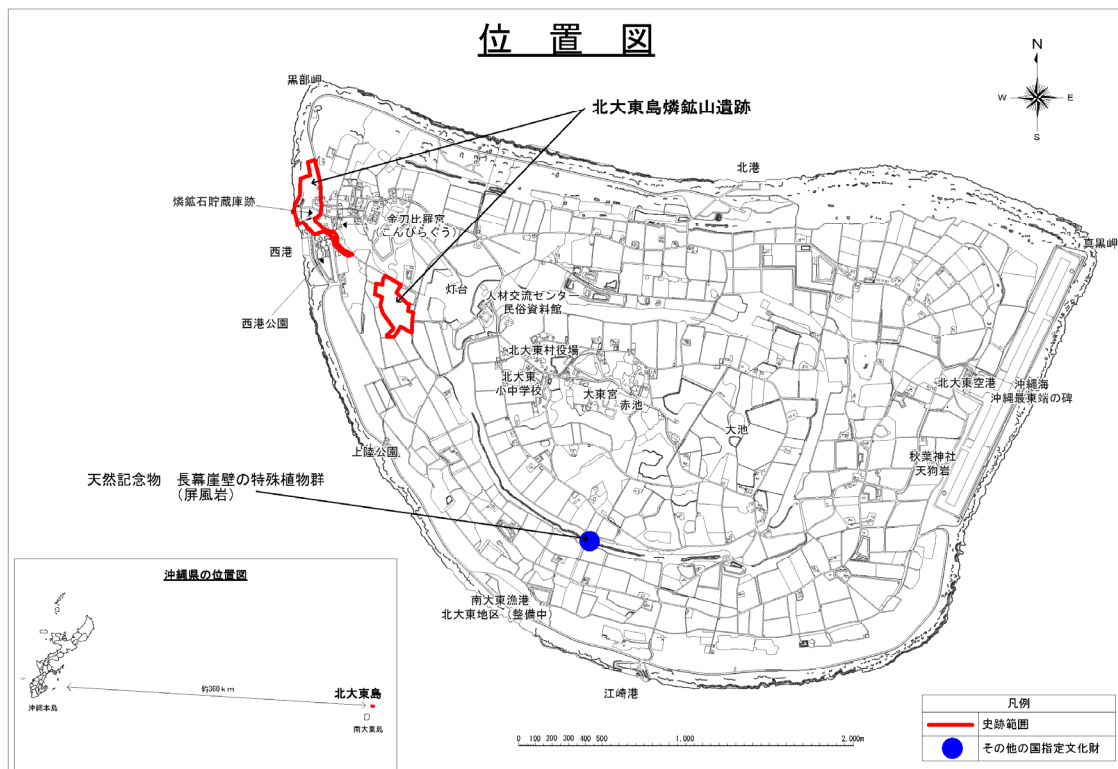
第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	2
第3節 委員会の設置・経緯	2
第4節 他の計画との関係	5
第2章 史跡の概要等	8
第1節 史跡指定に至る経緯	8
第2節 指定の状況	10
第3章 史跡等の本質的価値	28
第1節 史跡の本質的価値	28
第2節 史跡の構成要素	29
第4章 史跡の現状・課題	43
第1節 保存に関する現状と課題	43
第2節 活用に関する現状と課題	50
第3節 整備に関する現状と課題	50
第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題	50
第5章 大綱と基本方針	51
第1節 大綱	51
第2節 基本方針	51
第6章 保存	52
第1節 保存の方向性	52
第2節 保存の方法	54
第7章 活用	76
第1節 活用の方向性	76
第2節 活用の方法	76

第 8 章 整備	78
第 1 節 整備の方向性	78
第 2 節 整備の方法	79
第 3 節 整備事業の実施期間及び手順	87
第 9 章 運営・体制の整備	88
第 1 節 運営・体制の整備の方向性	88
第 2 節 運営・体制の整備の方法	88
第 10 章 施策の実施計画の策定・実施	89
第 1 節 短期計画	89
第 2 節 中長期計画	89
第 3 節 総括表	90
第 11 章 経過観察	91
第 1 節 経過観察の方向性	91
第 2 節 経過観察の方法	91

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

大東島は沖縄本島から東方約 360 km離れた位置にあり、北大東島燐鉱山遺跡は島の西端部に位置する。南に 8 km隔てて南大東島があり、さらに南へ 150 km隔てて沖大東島（ラサ島）がある。北大東島及び沖大東島は北大東村の行政区域にあり、南大東島は南大東村に属する。



北大東島燐鉱山遺跡位置図

北大東島燐鉱山遺跡は、北大東村字港に所在する国指定の史跡である。当該史跡は、大正 8 (1919) 年から昭和 25 (1950) 年まで、主に化学肥料の原料として重要視された燐鉱石を採掘した鉱山遺跡である。現在も、採掘場、日乾堆積場、トロッコ軌道、ドライヤー建屋、燐鉱石貯蔵庫、積荷栈橋、船揚げ場、火薬庫等、燐鉱石の採掘・乾燥・運搬・貯蔵・積出に至る生産施設が大規模に残る。これほど大規模に燐鉱生産施設が残るのは北大東島のみであり、唯一国内に現存するものとして貴重である。我が国の近代農業を支えた燐鉱採掘産業の歴史を知る上で重要な近代産業遺構であり、この歴史的価値が認められ、平成 29 (2017) 年 2 月 9 日に国の史跡に指定された。

しかしながら、燐鉱山閉山後、多くの施設が放置され、環境圧や土地利用の変化、公共事業による道路及び住宅の整備により、滅失あるいは破損が進んでいる。特に、北大東島のシンボルとして島内外から認識の高い燐鉱石貯蔵庫跡は、毎年襲来する台風による波や

風の影響で、南側石積みの崩落が進行しており、早急に修理修復に取り組む必要がある。この他、ドライヤー建屋跡や積荷棧橋跡等、多くの施設が老朽化しており、将来的な保存及び整備、活用、管理の方法が課題となっている。

また、燐鉱山遺跡を含む字港周辺の歴史・文化、自然を、字港の文化的景観を形成する重要構成要素として位置づけ、平成 29 年 12 月に「北大東島の燐鉱山由来の文化的景観保存計画」を策定し、平成 30 年 10 月 15 日に国の重要文化的景観に選定された。

北大東村では、史跡指定や重要文化的景観の選定を契機に、島の歴史・文化に関する地域活動や学校教育等の普及啓発の取り組みが活発化している。また、旅客機席数の増加（平成 28 年）や漁港の開港（平成 31 年）による、島外からの観光客の増加が見込まれるため、特に当該史跡は観光資源としての活用も期待されている。

これらの現状から、北大東島燐鉱山遺跡の適切な保存管理及び整備活用が不可欠となっており、その方向性を示す必要があることから、北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画（以下、本計画と言う。）を策定する。

第 2 節 計画の目的

本計画においては、歴史的・自然的・社会的側面から行う各種の調査結果に基づき、史跡の本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存活用の方針、方法等を示す。また、保存活用に直接的または間接的に関係することとして、史跡の将来像に関する整備活用の骨子と、将来にわたりその価値を保持するために必要な事項を示す。更に、望ましい整備及び活用の方針を示すことにより、史跡の価値を広く、島内外の人々に伝える指針とすることを目的とする。

第 3 節 委員会の設置・経緯

本計画の策定に向け、「北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年度の 2 年間で計画内容を審議した。

平成 29 年度については、保存の緊急性の高い燐鉱石貯蔵庫跡の緊急保存措置に向けた手法検討も併せて行い、策定委員会にて助言を頂いた。

委員会は 2 ヶ年で計 7 回開催し、事務局は北大東村教育委員会が担当した。本計画の策定にあたっては、随時、文化庁、沖縄県教育庁文化財課の指導、助言を得た。

北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画策定委員会名簿及び委員会審議経緯は、次表のとおりである。

■北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画策定委員会名簿（順不同、敬称略）

区分	氏名	所属
委員長	高良 倉吉	琉球大学名誉教授
副委員長	服部 敦	中部大学教授
委員	上原 静	沖縄国際大学教授
	平良 啓	沖縄県建築士会 会員
	城間 盛男	元北大東村教育委員会教育長（平成 29 年度）
	當間 リエ子	㈱フロンティアプラネット（平成 30 年度）
	大城 満	北大東製糖株式会社 部長（平成 30 年度）
オブザーバー	山下 信一郎	文化庁文化財部 記念物課 史跡部門 文化財調査官 文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官
	中井 将胤	文化庁文化財部 記念物課 整備部門 文化財調査官
	五島 昌也	文化庁文化財第二課 整備部門 文化財調査官
	上地 博	沖縄県教育庁文化財課 記念物班 主幹（平成 30 年度）
	宮城 仁	沖縄県教育庁文化財課 記念物班 指導主事
事務局 （北大東村）	仲嶺 仁介	北大東村教育委員会教育長
	知花 忠正	北大東村教育委員会教育課 課長（平成 29 年度）
	知花 操	北大東村教育委員会教育課 課長（平成 30 年度）
	浅沼 拓道	北大東村教育委員会教育課 主事（担当）

■審議経緯

	日程	回数	審議内容
平成 29 年 度	2017 年 8 月 23 日	第 1 回	史跡整備事業及び作業スケジュールについて 保存活用計画（構成案）について
	2017 年 12 月 11 日	第 2 回	燐鉱石貯蔵庫跡緊急保存措置について 保存活用計画（骨子案）について
	2018 年 3 月 5 日	第 3 回	燐鉱石貯蔵庫跡緊急保存措置について 保存活用計画（大綱・基本方針、保存）について
平成 30 年 度	2018 年 5 月 14 日	第 4 回	燐鉱石貯蔵庫跡緊急保存措置について 保存活用計画（活用、整備）について
	2018 年 8 月 28 日	第 5 回	貯蔵庫跡南側石積の同定検証について 保存活用計画（運営体制、実施計画、経過観察）について
	2018 年 12 月 13 日	第 6 回	保存活用計画（素案）について
	2019 年 3 月 6 日	第 7 回	保存活用計画（最終案）について

北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北大東島燐鉱山遺跡の保存・管理の方針や活用の方法及び事業実施に向けた整備の全体像を示す計画を策定するため、北大東島燐鉱山遺跡保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項をについて審議する。

- (1) 北大東島燐鉱山遺跡の保存活用計画に関する事
- (2) 北大東島燐鉱山遺跡の整備計画に関する事
- (3) その他必要な事

2 策定委員会は、前項に定める事項について、教育長に提言するものとする。

(委員及び選考と任期)

第3条 保存・整備委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 有識者 2名
- (3) 地元有識者 2名

3 委員の任期は平成29年8月23日から2カ年とする。ただし再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、有償とする。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 策定委員会及び教育委員会は、次に掲げる者をオブザーバーとして置くことができる。

- (1) 関係機関の職員等
- (2) 前号に掲げる者のほか、計画策定に必要と認める者

(会議)

第6条 策定委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の会議には、必要に応じて関係機関等に出席を依頼し、指導助言を求めることができる。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第7条 策定委員会に特別の事項を審議させる必要があるときは、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の委員は教育長が委嘱する。

3 作業部会の委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときには、解任されるものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、北大東村教育委員会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、北大東村教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

第4節 他の計画との関係

4-1 上位計画（抜粋）

(1) 北大東村総合計画

【計画期間】2012年～2021年

【将来像】自律と交流のフロンティア、わたしたちの故郷うふあがり島

【分野別施策の方向】

3.1 (10) 歴史・文化の保全・継承

【施策の展開】

①文化財の保全整備の確立

地域住民が郷土文化に触れ歴史的な文化財への関心や意識向上に向けた周知を図ります。

文化財保護の取り組みや、文化財所有地における標識、説明板等の環境整備の一層の充実を図ります。

劣化等により破損した文化財の修復・保全を検討します。



(2) 北大東村しま・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

【計画期間】2016年～2021年

【具体施策の展開】

施策3 マリンレジャーと島の遺産を活かした観光事業の創出

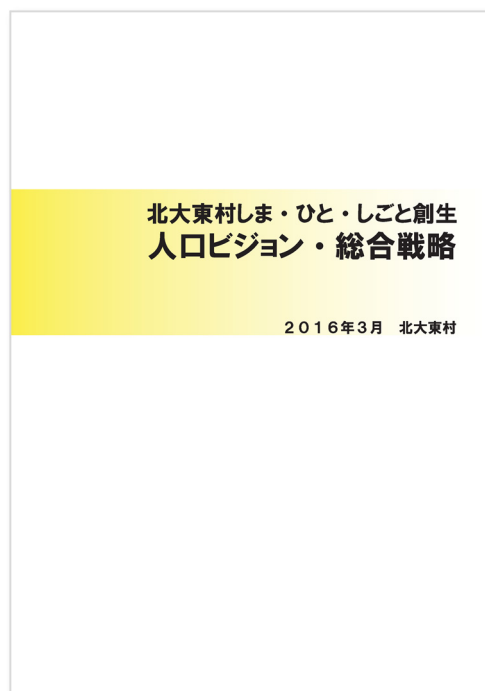
(2) 産業遺構等の島の遺産の活用

港集落の産業遺構等の固有の地域資源について、文化財として位置づけを明確にし、保全、活用を図る。

<具体的な施策（抜粋）>

燐鉱産業遺構の史跡指定及び港地区の重要な文化的景観選定に向けた調査の推進

燐鉱産業遺構(文化的景観)の保全、再生、活用による水産業、観光等のための施設の整備



4.2. 関連計画（抜粋）

(1) 北大東村景観計画

【計画期間】 2015年～2024年

【基本理念】 壮大な時の流れの中で、未来へとつなぐ“うふあがり景観”づくり

【基本目標】

4 開拓以来、移り変わってきた生活様式を学び直し、北大東らしい集落景観を守り育てます。

5 祭りや太鼓等、先人から引き継がれた島の個性を形成する歴史・文化を守り育てます。

【基本方針】

(4) 燐鉱石採掘産業遺構を保全・活用した景観形成を行います。

遺構群が残る港地区を景観形成の最重点地区として位置づけて、遺構群を活かしながら、かつて港地区に形成されていた美しい集落景観を再生すべく、地域住民及び事業者の協力を得て、行政との協働により北大東で最も重要なエリアとして景観形成を推進します。

【地区別方針】

(5) 集落エリア

4) 歴史文化、伝統芸能等

③ 燐鉱石採掘産業遺構

ア 燐鉱石採掘産業の遺構群は、北大東の開拓の歴史、文化を語る貴重な景観資源で、ドロマイトで造られた外壁が残る大日本製糖事務所跡や住宅等は北大東らしい風格を感じさせます。これを地域振興の資源として活用する等、保全・再生を図ります。

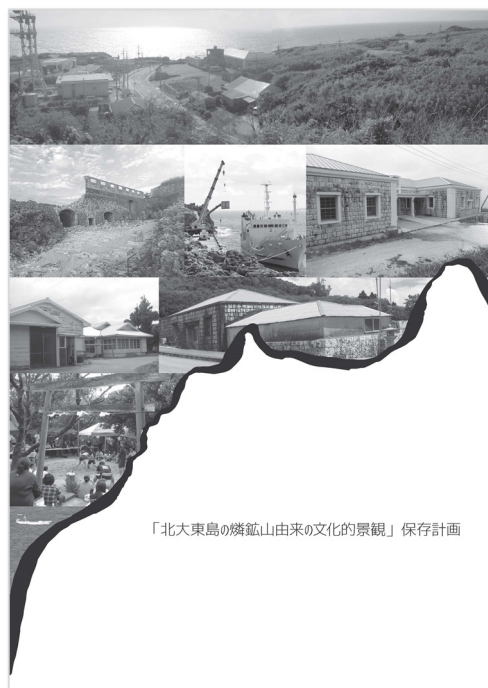
イ 大日本製糖出張所跡の再生により整備される施設は文化的景観施設として位置づけ、地域文化の振興を図る（特に漁業の六次産業化を図る）施設として、また漁業体験施設、休憩所、燐鉱石採掘事業の歴史を紹介する施設、海業支援施設と連携して活用する施設とすることを検討します。



(2) 北大東島の燐鉱山由来の文化的景観保存計画

【基本方針】

- ① 燐鉱山由来の独自の景観を構成する建造物等の適切な維持・修復を図る
- ② 燐鉱山由来の生活・生業・交流の場としての機能を永続的に維持する
- ③ 燐鉱山由来の独自の景観を形成した地形の確保に努める
- ④ 燐鉱山由来の独自の歴史・文化について普及啓発を積極的に図る
- ⑤ 歴史的な建造物等の整備活用や良好な集落景観の誘導により、新たな生活・生業・交流を創造する
- ⑥ 文化的景観の整備活用は、住民、事業者、行政の連携により実施する



【地区別方針】

1) 西港地区

- 隆起珊瑚礁の険しい地形の中で形成されてきた港湾荷役の独特な景観を継承する。
- 旧西港（燐鉱山遺跡の一部）については本土や沖縄本島との流通・往來を支えた港の歴史についての普及啓発の場とする。
- 隣接する燐鉱山生産施設遺跡も含めた一体的な景観の保全を目指す。

2) 燐鉱山（りんこうやま）地区

① 燐鉱山生産施設遺跡

- 燐鉱山の一連の生産施設の遺跡が集積する景観を継承する。
- 燐鉱山遺跡を保全し、その機能と歴史について普及啓発する。
- 隣接した事業用地を含めた一体的な景観の保全を目指す。

3) 燐鉱採掘場跡

② 玉置平・黄金山

- 燐鉱採掘からサトウキビ農業に至る離島の生業を支えた広大な景観を継承する。
- 隆起珊瑚礁に自然の侵食作用が加わった地形の保全に努める。
- 燐鉱山遺跡を保全し、その機能と歴史について普及啓発を図る。
- 守備隊本部壕跡の適切な保全により、戦跡に関する普及啓発を図る。
- 燐鉱採掘場に由来する地力豊かな農地を保全する。

【構成要素の保存活用の方針（北大東島燐鉱山遺跡<国指定史跡>共通）】

- 北大東島燐鉱山遺跡については、適切に保存し、史跡公園として活用する。

第2章 史跡の概要等

第1節 史跡指定に至る経緯

北大東島燐鉱山遺跡の史跡指定を念頭に置いた、重要文化的景観の選定に向けた文化的景観調査を平成27年度より実施。この文化的景観調査に伴い来島した文化庁文化財部記念物課史跡部門の調査官により北大東島燐鉱山遺跡の史跡指定の可能性を示唆されたことから、文化的景観調査と並行し「北大東島燐鉱山遺跡調査報告書」を取りまとめ、平成28年に国指定意見具申、翌年2月国の史跡に指定される。以下に史跡指定に至る経緯を示す。

平成14年 (2002)	<ul style="list-style-type: none">● 沖縄県教育庁文化課による「沖縄県近代和風建築総合調査」が、北大東島の燐鉱山に関する文化財調査の最初であり、この時、医師住宅、式六荘（社員倶楽部）について調査
平成16年 (2004)	<ul style="list-style-type: none">● 県教育庁文化課が「沖縄県近代化遺産（建造物等）総合調査」を実施し、燐鉱石貯蔵庫跡、北大東島出張所について調査
平成17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none">● 琉球大学の福島駿介教授による北大東文化財調査● 旧東洋製糖北大東出張所が登録有形文化財に登録
平成18年 (2006)	<ul style="list-style-type: none">● 旧東洋製糖燐鉱石貯蔵庫、旧東洋製糖積荷棧橋が登録有形文化財に登録
平成19年 (2007)	<ul style="list-style-type: none">● 旧東洋製糖下坂浴場風呂場、旧東洋製糖下坂浴場水取場、旧東洋製糖社員浴場風呂場、旧東洋製糖社員浴場水タンク、末吉家住宅主屋、末吉家住宅石垣、式六荘が登録有形文化財に登録● 燐鉱石採掘関連遺産（旧東洋製糖北大東出張所跡、旧東洋製糖燐鉱石貯蔵庫跡）が近代化産業遺産として経済産業大臣から認定
平成25年 (2013)	<ul style="list-style-type: none">● 北大東村景観計画策定の一環として字港周辺の景観資源調査
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none">● 2015年4月：北大東村景観条例及び景観計画施行● 重要文化的景観選定に向け、「北大東村文化的景観保存調査委員会（委員長：高良倉吉琉球大学名誉教授）」を設置し、景観資源調査を継続● 北大東島燐鉱山遺跡調査を実施（※文化的景観調査に伴い、文化庁の山下信一郎文化財調査官が来島した際に、「北大東島燐鉱山遺跡」の史跡指定の可能性を示唆したことから、史跡指定に向けた調査を実施）
平成28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none">● 7月：国指定意見具申は、県教育庁文化財課を経由して文化庁へ提出● 9月：「北大東島燐鉱山遺跡調査報告書」を刊行● 10月：文化審議会へ諮問される● 11月：文化審議会から答申される
平成29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none">● 2月：官報に告示される（国の史跡に指定される）

▼答申内容の概略

文化審議会（会長 馬淵明子）は、2016（平成28）年11月18日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、北大東島燐鉍山遺跡の史跡への新指定について、文部科学大臣に答申した。以下が答申の概略である。

北大東島燐鉍山遺跡【沖縄県島尻郡北大東村】

大正8年（1919）から昭和25年（1950）まで、主に化学肥料の原料として重要視された燐鉍石を採掘した鉍山遺跡である。沖縄本島の東方約360kmの太平洋上に位置する北大東島の西端部に所在する。明治43年（1910）、玉置半右衛門が採掘を試みたが取り止めた後、大東島の経営権を取得した東洋製糖株式会社が、大正8年（1919）から採掘を開始した。その後、昭和2年（1927）以降は大日本製糖株式会社が経営した。燐鉍石の積み出し量は、大正末期は1万トン前後であったが、その後増産し、第二次世界大戦中の昭和17年（1942）には最大の7万トン台に達した。大戦後、米国軍政府の直轄で採掘されたが、昭和25年（1950）に閉山した。現在も、採掘場、日乾堆積場、トロッコ軌道、ドライヤー建屋、燐鉍石貯蔵庫、積荷栈橋、船揚げ場、火薬庫等、燐鉍石の採掘・乾燥・運搬・貯蔵・積出に至る生産施設が大規模に残る。これほど大規模に燐鉍生産施設が残るのは北大東島のみであり、唯一国内に現存するものとして貴重である。我が国近代農業を支えた燐鉍採掘産業の歴史を知る上で重要である。

第2節 指定の状況

2-1. 指定告示

①史跡指定

指定名称：北大東島燐鉍山遺跡（きただいとうじまりんこうざんいせき）

指定種別：史跡

指定基準：6（交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡）

指定年月日：平成29（2017）年2月9日（文部科学省告示第7号）

所在地：沖縄県島尻郡北大東村字港24-2番地

字港24-22番地、字港27番地、字港27-2番地、字港28-1番地

字港28-2番地、字港29-1番地、字港29-2番地、字港29-3番地

字港40-3番地、字港61-6番地、字港61-7番地、字港63-1番地

字港63-5番地、字港69-1番地、字港69-3番地、字港69-4番地

字港69-5番地、字港69-12番地、字港69-12番地、字港69-14番地

字港70-1番地、字港71-7番地、字港71-8番地、字港81-2番地

字港81-4番地、字港81-8番地、字港81-11番地、字港81-13番地

沖縄県島尻郡北大東村字港81-11に接する土地

総面積：94,149.08 m²

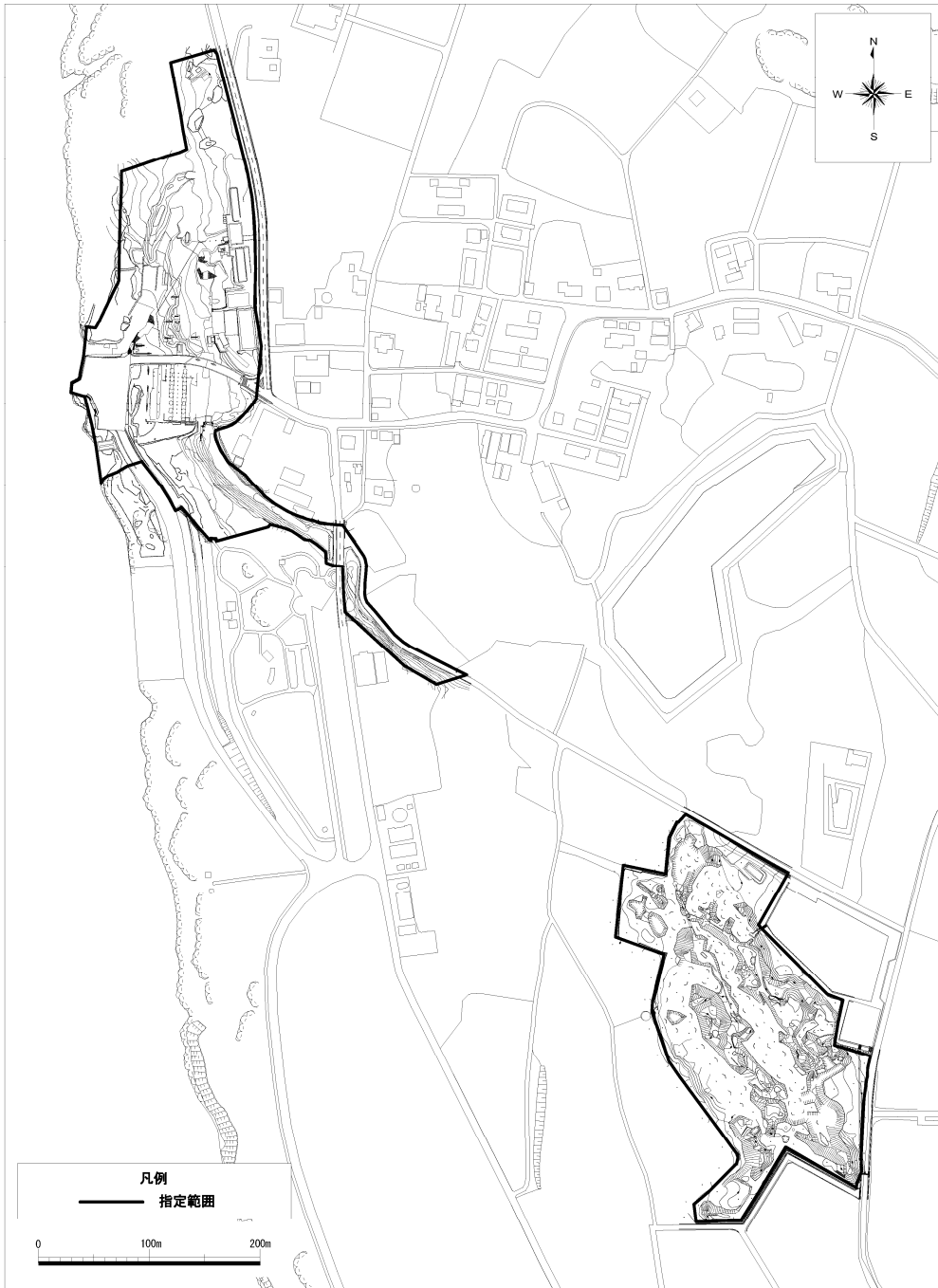
所有関係：公有地（県有地5筆、村有地25筆、無地番1筆）

私有地（1筆）

②管理団体の指定

指定年月日：平成29年8月14日

官報告示：平成29年8月14日付け文化庁告示第51号



官報告示 指定地域参考図

2-2. 指定説明文とその範囲

北大東島燐鉱山遺跡は、大正 8 年から昭和 25 年まで、燐鉱石を採掘した遺跡であり、沖繩本島の東方約 360km の太平洋上に位置する北大東島の西端部に所在する。

19 世紀代、肥料原料として化成の燐鉱石や、鳥糞の堆積物に由来するグアノ（guano）が世界的に注目されるようになり、20 世紀に入ると、太平洋の島嶼において、ヨーロッパ諸国によるグアノ採掘が本格化した。日本においても、明治 40 年（1907）に南鳥島（東京都）、能登島（石川県）で小規模な採掘が行われたがすぐに廃鉱となり、明治 44 年、沖大東島（ラサ島、沖繩県北大東村）において本格的な採掘が行われるようになった。

当時、八丈島出身で実業家の玉置半右衛門は、無人であった南北両大東島の借地権を国から得て、主に南大東島を開拓していたが、沖大東島の燐鉱発見に触発され、明治 43 年に北大東島で燐鉱採掘を開始するも、技術面の未熟さから事業を取り止めた。彼の没後の大正 5 年、大東島の経営権を玉置商会から取得した東洋製糖株式会社は、第一次世界大戦により輸入が途絶えた燐鉱石の価格急騰に刺激され、大正 7 年、採掘計画を立てて設備工事に着手、翌年にほぼ施設は完成して稼働を始めた。これと前後して、北大東島は国から玉置商会に払い下げられ、さらに東洋製糖に譲渡された。

北大東島の燐鉱石は燐酸礬土鉱と呼ぶ種類が豊富であったが、鉄アルミナ分の含有量が多く、過燐酸石灰の原料に適さないことから、東洋製糖が開発した「燐酸アルミナ」は当初販売が振るわなかった。しかし、改良が進むにつれ売れ行きが増加し、原料鉱石の需要も年々増加した。採掘場は島の西部に位置する黄金山から西港付近までの玉置平に広範囲に設けられ、そこからトロッコ軌道が西港付近まで敷設され、途中には水分を含んだ燐鉱石を乾燥させる堆積場があった。西港には、貯蔵施設や火力乾燥場、島外への搬出施設等が設けられていた。

昭和 2 年、金融恐慌の影響により東洋製糖は大日本製糖株式会社に合併し、大東島の経営は同社が握った。燐鉱石の積み出し量は、大正末期は 1 万トン前後であったが、沖大東島の一時閉山期を挟んで 3 万トンから 4 万トンとなった。太平洋戦争により燐鉱石の輸入が途絶すると、生産は拡大し、昭和 17 年には最大の 7 万トン台に達した。第二次世界大戦後、燐鉱施設は米国軍政府により接收され、鉱山の経営はその直轄で行われたが、燐鉱石の品質低下を招いて市場の評価が下がり、昭和 25 年、閉山となった。

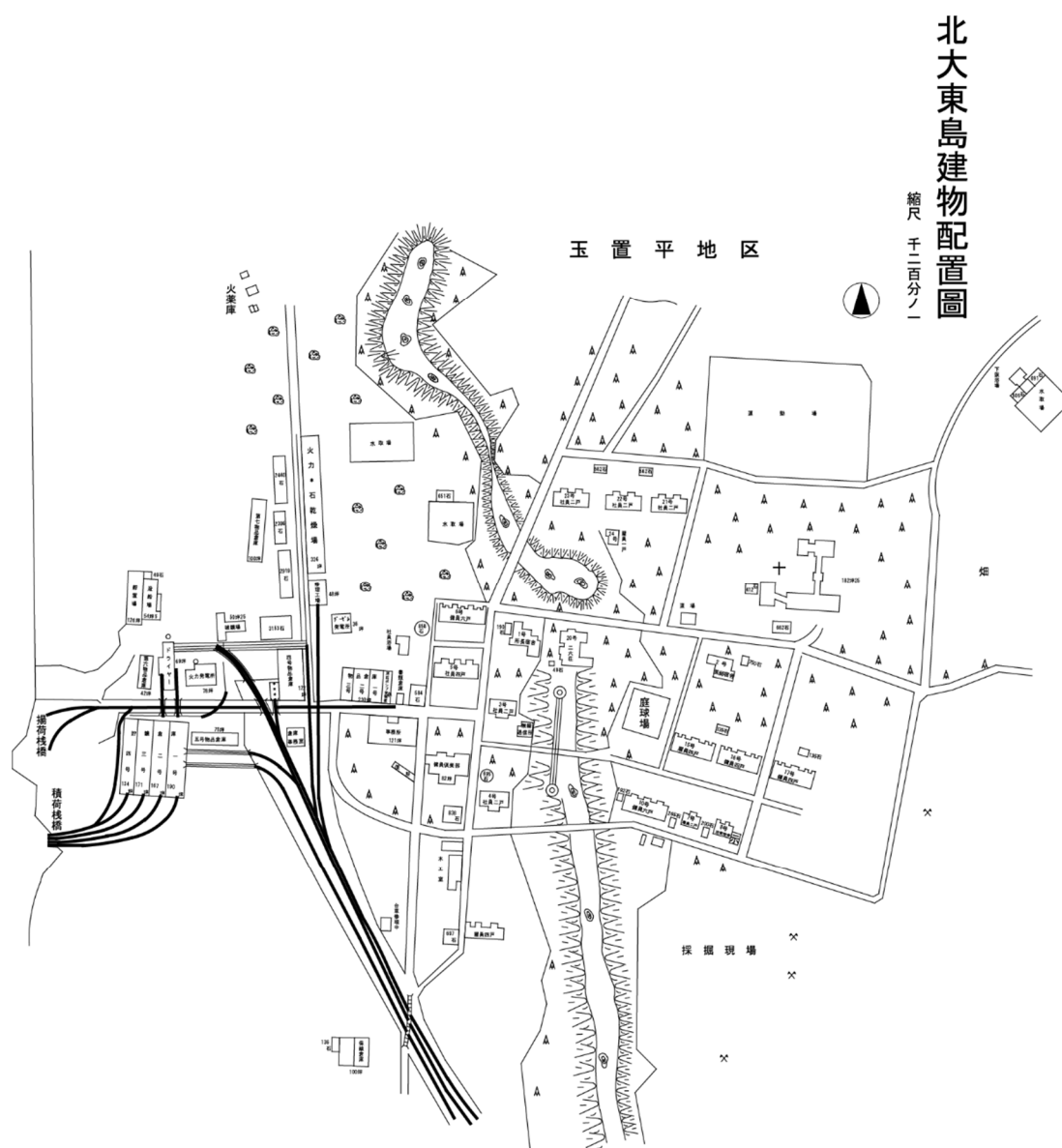
北大東村教育委員会では、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、燐鉱産業に由来する村内の文化的景観の調査研究を実施した。今回、その成果に基づき、燐鉱産業遺跡のうち、採掘・乾燥・運搬・貯蔵・積出に至る一連の生産施設の保存を図るものである。

島内の採掘場のほとんどは戦後埋め戻され、サトウキビ畑として利用されている。現存する黄金山採掘場跡は、西港から東南に 0.8km の地点に位置し、面積約 4.5ha、露天掘りにより造形された階段状の窪地が随所にあり、凸凹の激しい地形となっている。垂直抗も確認され、中央部にはトロッコ軌道やトンネルが現存する。採掘場の西北方、西港生産施設に隣接して日乾堆積場跡がある。採掘場から燐鉱石をこの場所に運搬し、水分を含む燐鉱石を地面の上に広げ、天日乾燥させた場所である。今も閉山後放置された燐鉱石の堆積露頭を観察することができる。堆積場前面の道路はトロッコ軌道を踏襲した軌道跡である。

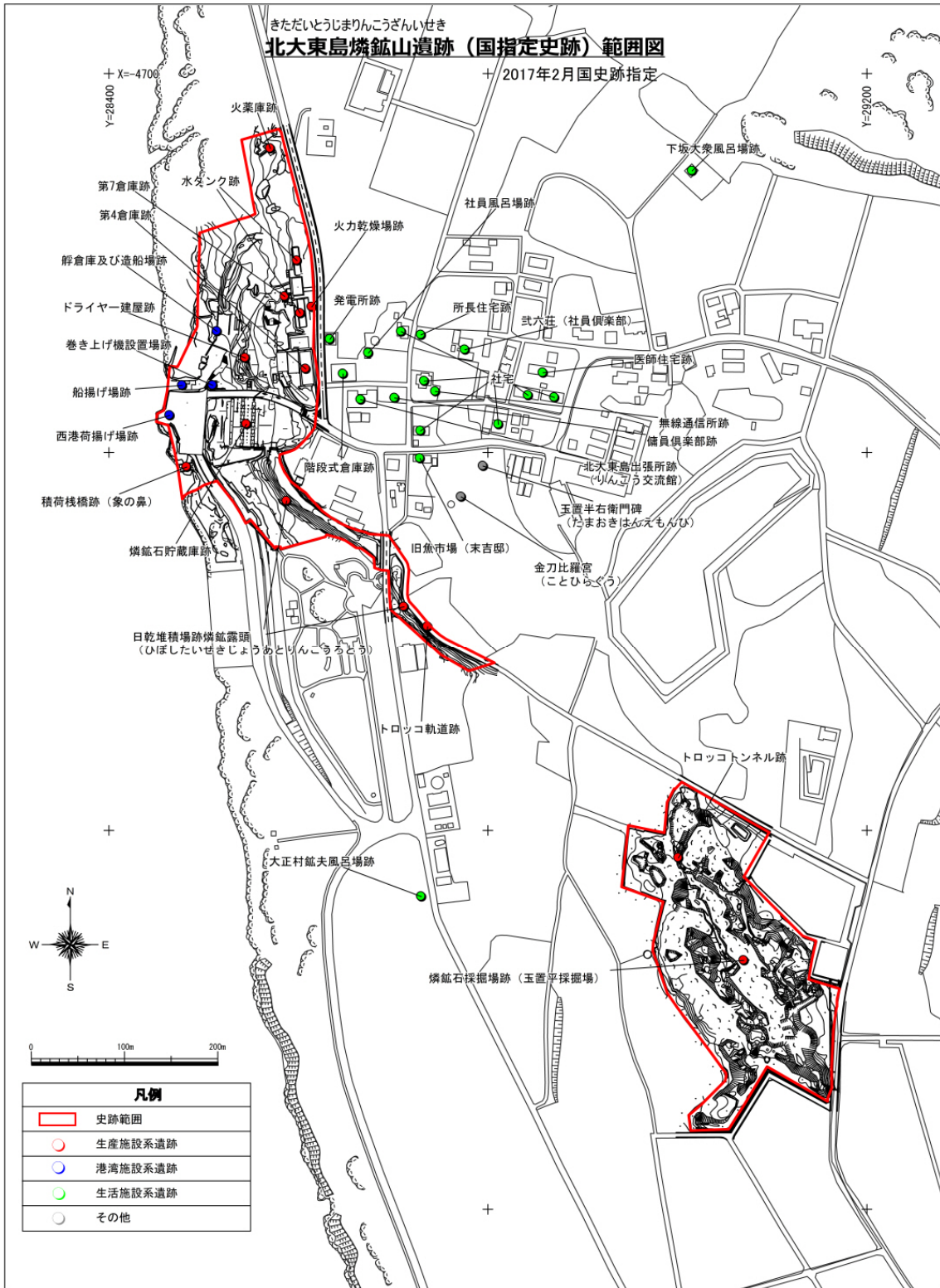
西港生産施設群は、燐鉱石の乾燥・貯蔵・積出といった一連の生産を担った施設群である。燐鉱石を熱風により乾燥させる回転式乾燥機を設置したドライヤー建屋跡、火力乾燥場跡及び水タンク跡、燐鉱石貯蔵庫跡（登録有形文化財）、燐鉱石を積み出すための積荷棧橋跡（通称「象の鼻」、登録有形文化財）、物資の搬出入を行った荷揚げ場跡、岩礁を切り開いて斜路を設け、海上から舢舨を引き上げた船揚げ場跡、舢舨倉庫及び造船所跡、火薬庫跡等が残る。燐鉱山遺跡に関する史資料類、写真等も多く残っており、往時の様相を知ることが可能である。

このように、北大東島燐鉱山遺跡は、大正時代から終戦直後まで、主に科学肥料の原料として重要視された燐鉱石に関わる遺跡であり、採掘から積出に至る一連の生産施設が大規模に残る。現在、これほど大規模に燐鉱生産施設が残るのは北大東島のみであり、唯一国内に現存するものとして貴重である。我が国近代農業を支えた燐鉱採掘産業の歴史を知る上で重要であることから、史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

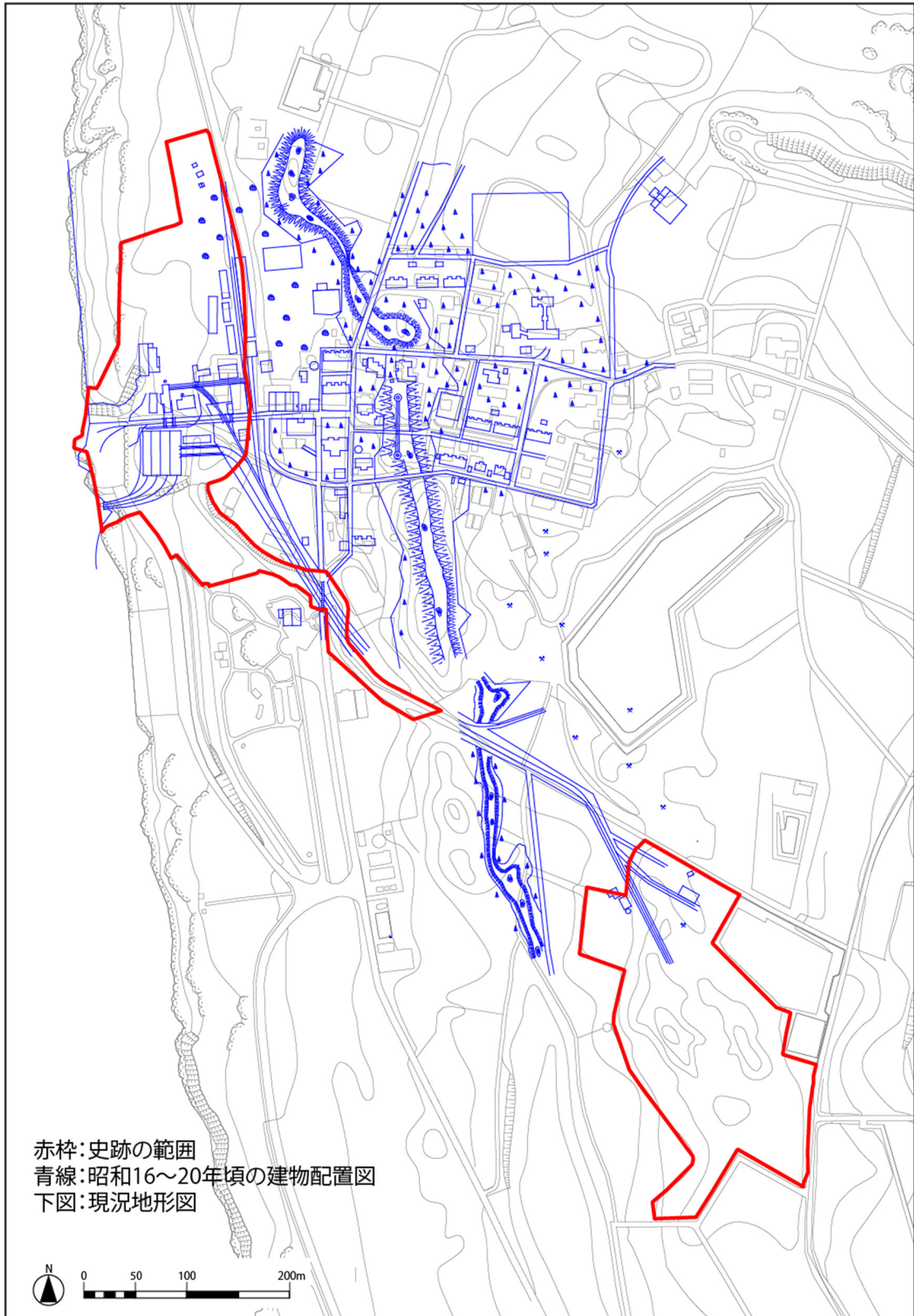
（文化庁文化財部監修「月刊文化財」平成29年2月号（641号）より引用）



燐鉱関連施設の配置図（1940年代）



北大東島燐鉱山遺跡範囲図



重ね図（現況、配置図、史跡の範囲）

2-3. 指定に至る調査成果

(1)北大東島の燐鉍採掘産業について

北大東島燐鉍山遺跡は大正 8 (1919) 年から昭和 25 (1950) 年までの期間に稼働した燐鉍山の遺跡である。

北大東島は永らく無人島であったが、20 世紀に入って八丈島出身の玉置半右衛門らによって開拓され、戦前は燐鉍採掘の島として栄えた。本遺跡は、当時整備された燐鉍の採掘・加工・運搬・貯蔵等のための一連の生産施設を現在に伝えるものである。

燐鉍石は主に化学肥料の原料として、明治以降、拡大する国家の食糧生産を支える重要な役割を果たした資源である。戦前の日本は世界の年間生産量の約 1 割を使用する消費大国であったが、大半を海外からの輸入に頼っていたため、燐鉍石の自給が重要な課題となっていた。当時、日本の領土内で長期に渡り、燐鉍石の供給ができたのは、ラサ島（現在の沖大東島）及び、北大東島である。ラサ島は第一次世界大戦中、北大東島は第二次世界大戦中に、海外からの燐鉍石の輸入が途絶した際に国内への重要な供給源となった。

ラサ島では明治 44 (1911) 年に燐鉍採掘を開始し、その成功を受け、北大東島では大正 7 (1918) 年に東洋製糖(株) (玉置から島の経営権を取得) が採掘計画を立て、大正 8 年には、燐鉍採掘のための最初の施設が完成し、燐鉍採掘が本格化する中で、燐鉍採掘のための施設は順次、増改築、新築され、充実された。大正 15 年には年間の搬出量は 20,000 トンを超え、昭和 3 年には島の人口は最大の 2,690 人に達し、燐鉍採掘により島の経済は隆盛を迎えた。太平洋戦争中の昭和 17 年の搬出量は最大の 72,000 トンを記録した。昭和 16 年から 20 年頃に作成された大日本製糖(株) (東洋製糖(株)から島の経営権を取得) の施設配置図から、当時の施設の構成を把握することができる。

戦時中の爆撃で一部の施設が破壊されたが、戦後、米軍の指導下で燐鉍採掘は再開され、70,000 トン近くを搬出したものの、品質の低下により市場の評価が低くなり、1950 (昭和 25) 年に鉍山は閉鎖した。北大東島からは採掘開始後、770,000 トン以上の燐鉍石が搬出された。

(2)指定に至る調査成果と文化財の価値

①採掘場跡及びトロッコトンネル跡

黄金山から西港付近までの玉置平に燐鉍採掘場は広範囲に存在していたが、ほとんどが埋め戻されてサトウキビ畑として利用され、ため池として整備された。これらの措置を免れて、露天掘りで掘り進められた階段状の採掘場や堅坑の跡が残され、現在は自然林に覆われている。採掘場跡から西港方面に向かう場所にトロッコのための軌道が敷設されたトンネル跡が 1 箇所 (計 5 件) に残っている。

②日乾堆積場跡燐鉍露頭及びトロッコ軌道跡

採掘場から燐鉍生産施設群に向けてトロッコ軌道が通り、その沿道には、水分を多く含んだ燐鉍を堆積させて日干し乾燥させた堆積場があった。堆積場跡には掘り出されて積まれた燐鉍石の層を見ることができる露頭が帯状に現存する。トロッコ軌道跡は現在道路に

なっており、戦前の稼働時と現在の航空写真を重ねた結果、ほぼ同じ場所にあったと推定されるが、堆積場露頭に隣接する道路はトロッコ軌道の跡と判断できる蓋然性が高いと言える。

③ 燐鉱石生産施設群跡

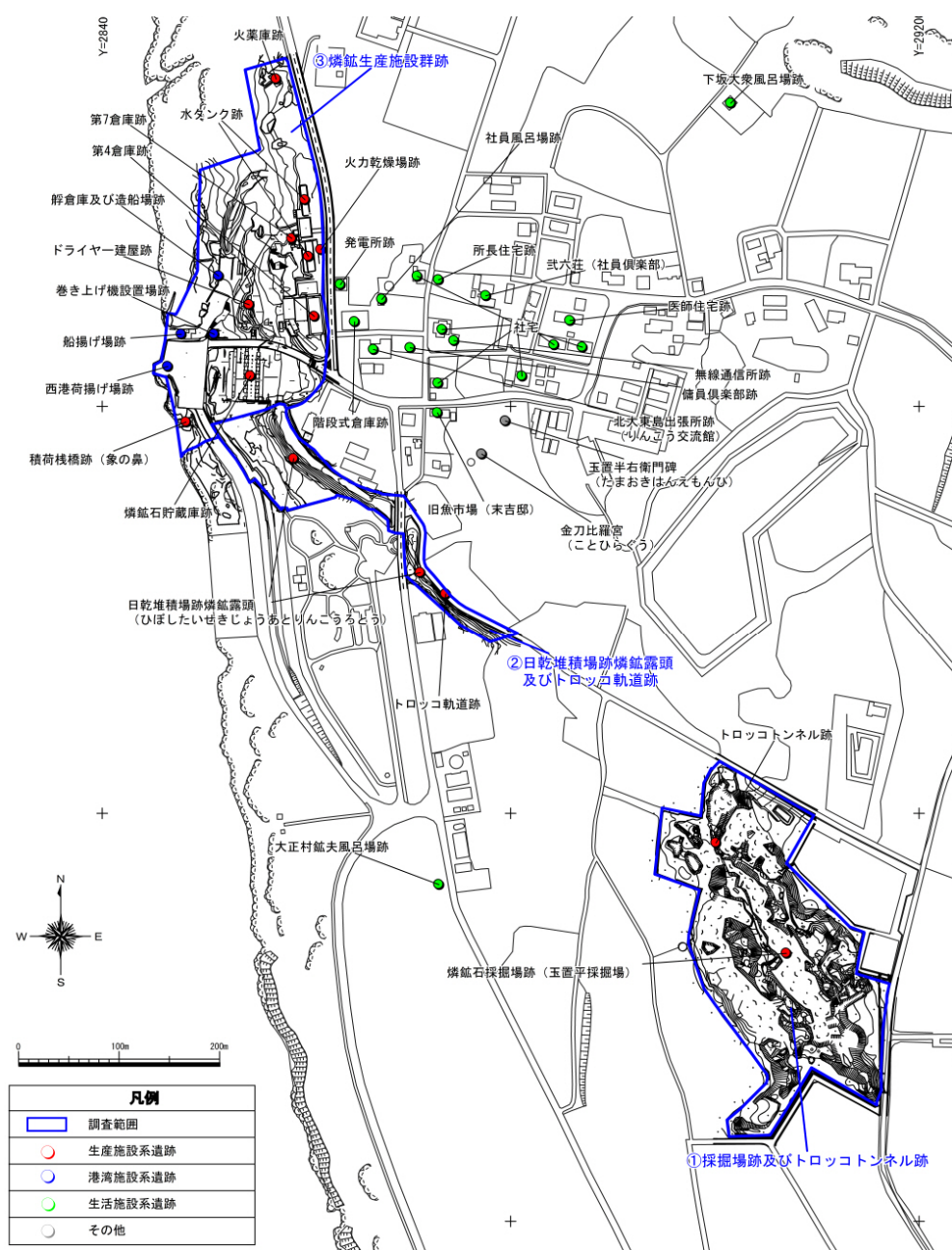
西港から社宅街までの間に、燐鉱石の加工、保存・積出等といった一連の生産を担った下記の施設群の跡がある。

加工	<p><u>ドライヤー建屋跡</u></p> <p>ドライヤー建屋は、水分を多く含む燐鉱石を熱風により乾燥させる回転式乾燥機（ドライヤー）を設置したもので、洗鉱、破砕とともに重要な加工工程を担った施設である。</p> <p><u>火力乾燥場跡及び水タンク跡</u></p> <p>火力乾燥場があった場所に、現在、黒部岬方面に向かう道路が敷設され、西側の外壁の一部が残されている。</p> <p>隣接した箇所に、大きな水タンクが 2 つ残っている。この場所に、整備当初は燐鉱の水洗いを行う洗鉱場があったが、普通燐鉱の採掘量が少なくなったので使用されなくなり、水タンクに置き換わったものと考えられる。</p>
保存・積出	<p><u>燐鉱石貯蔵庫跡</u></p> <p>燐鉱石貯蔵庫は、積荷棧橋（象の鼻）と一体となって、燐鉱石を貯蔵し、積み出すための最終施設である。</p> <p><u>積荷棧橋跡（通称：象の鼻）</u></p> <p>積荷棧橋は、積み出しを行うための場所で、燐鉱石貯蔵庫で貯蔵した燐鉱石を積み出すための最終施設である。</p> <p><u>西港船揚げ場跡</u></p> <p>西港船揚げ場は、荷揚げ場と一体となって、遠隔離島である北大東島にとって不可欠な生産及び生活のための物資の移入・移出を行うための極めて重要な施設。</p> <p><u>巻き上げ機置場跡</u></p> <p>巻き上げ場は、岩礁を切り開いて斜路を設け、ディーゼル機関による巻き上げ機を用いて、斜路に沿って海上から舳を引き揚げるものである。幅は約 10m、延長約 65m であり、斜路のカーブした部分の東側に設けられた石垣の上に巻き上げ機小屋が据えられていた。</p> <p><u>舳倉庫及び造船場跡</u></p> <p>舳倉庫は組石造で、造船場は木造茅葺きの建物が隣接していた。現在は、舳倉庫の海側の石積み外壁のみが残っている。</p>
その他	<p><u>西港荷揚げ場跡（物資の搬出入、人夫等の出入り等）</u></p> <p>西港荷揚げ場は、船揚げ場と一体となって、遠隔離島である北大東島にとって不可欠な生産及び生活のための物資の移入・移出を行うための施設。</p> <p><u>火薬庫（採掘場等の整備の際の岩盤の破砕）</u></p> <p>施設群の整備に際して、堅固な岩礁を破砕するためにダイナマイトを用いる必要があり、火薬類を保管するために設けられた施設。</p>

北大東島燐鉱山遺跡は、①採掘場跡及びトロコトンネル跡、②日乾堆積場跡燐鉱露頭及びトロコ軌道跡、③燐鉱生産施設群跡の3つの空間要素から構成されている。

これらの施設の他に施設群跡の区域内に、火力発電所や破鉱機建屋等があったと考えられるが、これらの痕跡は確認できていない。

以上のように北大東島燐鉱山遺跡は、戦前の日本の食糧生産を支えた資源である燐鉱石の一連の生産システムを確認できる国内唯一の燐鉱産業の遺跡として文化財的な価値が高く、近代産業史をはじめ、南洋諸島の開拓史、太平洋諸島の列強の衝突の歴史、国境離島への定住史等の歴史的に重要な位置づけを持つ。よって、北大東島の燐鉱産業遺跡は、一連の工程からなる生産システムの全体の姿を現代に伝える国内唯一の遺跡であると考えられる。



北大東島燐鉱山遺跡調査範囲

(3)主な調査歴及び関連報告書

北大東島燐鉱山遺跡に関する調査は、平成 14（2002）年の沖縄県教育委員会による「沖縄県近代和風建築総合調査」があり、この時、医師住宅と式六荘（社員倶楽部）等について記載がある。次に、平成 16 年に沖縄県教育委員会が実施した「沖縄県近代化遺産（建造物等）総合調査」には燐鉱貯蔵庫や北大東島出張所等について記載がある。

平成 17 年に、村の依頼によって、福島駿介氏（琉球大学名誉教授）による北大東文化財調査が実施され、北大東島出張所と燐鉱石貯蔵庫、燐鉱石積荷棧橋、下阪浴場風呂場・水取場、社員浴場風呂場・貯水タンク、式六荘（社員倶楽部）、末吉家住宅（旧魚市場）主屋・石垣や更に、旧西港船揚場や第三倉庫、第四倉庫、発電所等の調査が行われ、燐鉱山の遺跡を知る上で重要な遺跡が確認され、10 箇所が国の登録有形文化財（建造物）に指定された。

平成 25 年度から、燐鉱山遺跡及び関連する文化財を活かし、景観を保存・形成する観点から、景観計画及び景観条例を策定するための調査を実施した。その内容として、文献や史料、図面、古写真等の収集、聞き取り調査、残存する建造物及び、採掘場跡の測量調査等を実施し、北大東島燐鉱山遺跡が近代産業史をはじめ、明治期の南洋諸島の開拓史や戦前の太平洋における列強の衝突の歴史、国境離島における定住史等が明らかになった。

登録有形文化財一覧

登録番号	名称	登録年月日	建設時期
47-0008	旧東洋製糖北大東出張所	2005.12.26	大正
47-0022	旧東洋製糖燐鉱石貯蔵庫	2006.10.18	大正
47-0023	旧東洋製糖燐鉱石積荷棧橋	2006.10.18	大正
47-0046	旧東洋製糖下阪浴場風呂場	2007.07.31	大正
47-0047	旧東洋製糖下阪浴場水取場	2007.07.31	大正
47-0048	旧東洋製糖社員浴場風呂場	2007.07.31	大正
47-0049	旧東洋製糖社員浴場水タンク	2007.07.31	大正
47-0050	末吉家住宅主屋	2007.07.31	大正
47-0051	末吉家住宅石垣	2007.07.31	大正
47-0060	式六荘	2007.12.05	昭和前

〔関連資料・調査報告書等〕

- ・「沖縄県近代和風建築総合調査報告書」（沖縄県教育委員会 2002 年 3 月）
- ・「沖縄県近代化遺産（建築物等）総合調査報告書」（沖縄県教育委員会 2002 年 3 月）
- ・「沖縄最東端の文化財としまづくり」（服部敦 2015 年 8 月）

2-4. 指定後の調査成果

(1) 北大東島の燐鉱山由来の文化的景観

平成 27 年度より文化庁の文化的景観保護推進事業国庫補助を活用して、北大東島の文化的景観に関する検討調査を実施し、平成 29 年に調査報告書を取りまとめた。以下に調査成果の概要を示す。

① 文化的景観の本質的価値

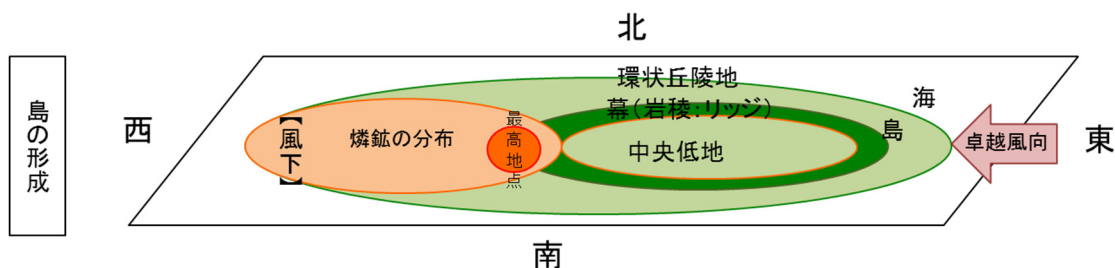
北大東島は隆起珊瑚礁を起源とする特異な地形を持つ南洋の離島で、明治期に入って開拓が始まり、八丈島と沖縄の文化が混じり合うことで育まれてきた独自の自然・歴史・文化の上に、燐鉱山に由来して重層的に形成されてきた生活又は生業の景観と、西港を拠点に一貫して変わらない流通・往来の景観が一体となって現在に引き継がれ、島の未来へとつながる取り組みを生み出していることが、北大東島の燐鉱山由来の文化的景観が持つ本質的価値である。

② 文化的景観の景観特性

<島の地形・地質の形成>

北大東島の景観は、「幕」と呼ばれる環状の岩稜を境にして、内側の「幕内」と呼ばれる中央低地と「外側」の環状丘陵地とで大きく異なる。幕内は、周囲を緑の岩稜に囲まれる中で、緩やかな傾斜が中央に集まっていく盆地であり、サトウキビ畑が広がる中で、中央に宇中野の集落がある。この中にある限り、海は視界には入らない。一方、幕外では、環状丘陵地上にサトウキビ畑が広がり、海側は急峻な岩礁が立ち上がり、海成段丘を経て小さな外側の岩稜に至り、視線を反転させると「幕」と呼ばれる内側の岩稜の高まりが見え、エッジ（ふち）を感じさせる。

こうした隆起環礁に由来する調和的な景観の中で、島の北西部に異彩を放つ区域がある。この区域は、最高地点の黄金山山頂から続く島内で最も標高の高い区域であり、他の区域が海中に沈んでいた時代にも陸地であったために、海鳥の糞に由来する燐鉱を蓄えることができた区域である。



<開拓の歴史と混合文化の形成>

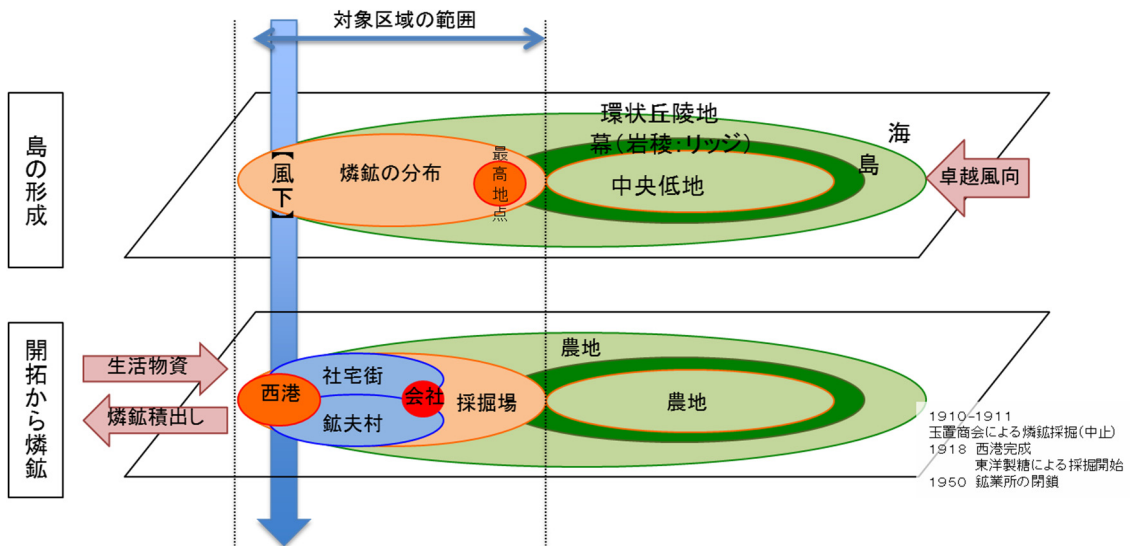
南・北大東島は、永らく無人島であったが、八丈島出身の玉置半右衛門により開拓された。先に開拓された南大東島では当初より糖業が主要産業であったが、北大東島では、燐鉱山が発見されたため、燐鉱採掘を主とし、糖業を従とする産業構造が成立した。明治期において食料増産のため、人工肥料の原料となる燐鉱石の需要が高まったが、海外からの輸入に頼っていたため、数少ない国内の燐鉱石の産地である北大東島・沖大東島は希少な存在であった。特に、第1次、第2次世界大戦中に、海外からの輸入の多くが途絶えた際には重要な役割を担った。沖大東島が終戦と同時に閉山してからは、国内唯一の産地であった。

また、南・北大東島では、八丈島からの移民と沖縄各地から募った労働者が地域社会を形成し、沖縄県内でも珍しい独自の混合文化を形成した。沖縄の伝統的な年中行事が営まれる一方で、江戸相撲、神輿祭り、八丈太鼓等の八丈島の文化が息づいている。

<隆起環礁地形に由来する北大東島の景観の基礎構造の形成>

島の北西部では燐鉱採掘が行われ、採掘場、生産施設、社宅街、鉱夫村等で構成される独特の景観が形成された。この景観の中心核として、私企業による島全体の経営という独自の体制を象徴する北大東島出張所が置かれた。

さらに、この区域には、独特の景観を育むことになる流通・往来の拠点である西港が建設された。大東島地域の年間の卓越風向が東風で、風下となる島の北西端が港として最適と判断されたためである。



<基礎構造の上に成立した生活・生業>

こうして、地形地質と気象の特性が開拓者たちに影響を及ぼし、島の北西部に燐鉍山が誕生した。燐鉍山は島の産業の基盤となり、また、西港は遠隔離島に不可欠な流通・往来の玄関口となった。この上に、島の生活・生業の基礎が築かれ、定住の歴史の起点となった。燐鉍山の建設のために大量に切り出されたドロマイトが、建造物の石組みや石垣に利用されて独特の景観を創り出した。

社宅街には、燐鉍山を経営する社員等が居住し、鉍夫や農家の居住エリアと比べて経済的に豊かであり、堅牢な構造の住宅、夜間の電気の灯り等、生活の水準も高かった。定期船や燐鉍積出船の入港に伴う荷役や人の出入りを始め、会社が経営する売店で買い物、映画上映会等のイベントの開催等、全島から住民が集まり、賑わいがあった。少数ではあったが、漁師が漁労を営み、魚市場では鮮魚の販売やマグロ節の製造販売等が行われた。漁労、海運の無事を祈願するため、戦争中には金刀比羅宮が建立された。中心部の池からは遠く、天水を確保するために相当な工夫・努力が必要であり、コンクリート製の水取場が生まれた。海に近く、台風の強烈な被害を受ける一方で、夏のベタ風の時には海水浴等を楽しんだ。

険しい岩礁のために定期船が接岸できないことから、西港にはマストクレーンが設置され、舢（はしけ）を用いた荷役の風景が生まれたのもこの頃である。

<戦後の主要産業の転換>

太平洋戦争を経て、燐鉍山が廃止された後、島の主要産業は糖業へ移り、同じ頃、私企業による経営から村制へと統治の構造も変化した。村役場や製糖工場が中央低地の中心部に整備され、島の基本構造は、本来の隆起環礁地形に基づく同心円状のものへと変化した。燐鉍山の社宅を製糖工場が同じく社宅として引き継ぎ、社宅街は引き続き字港の集落として維持されていった。

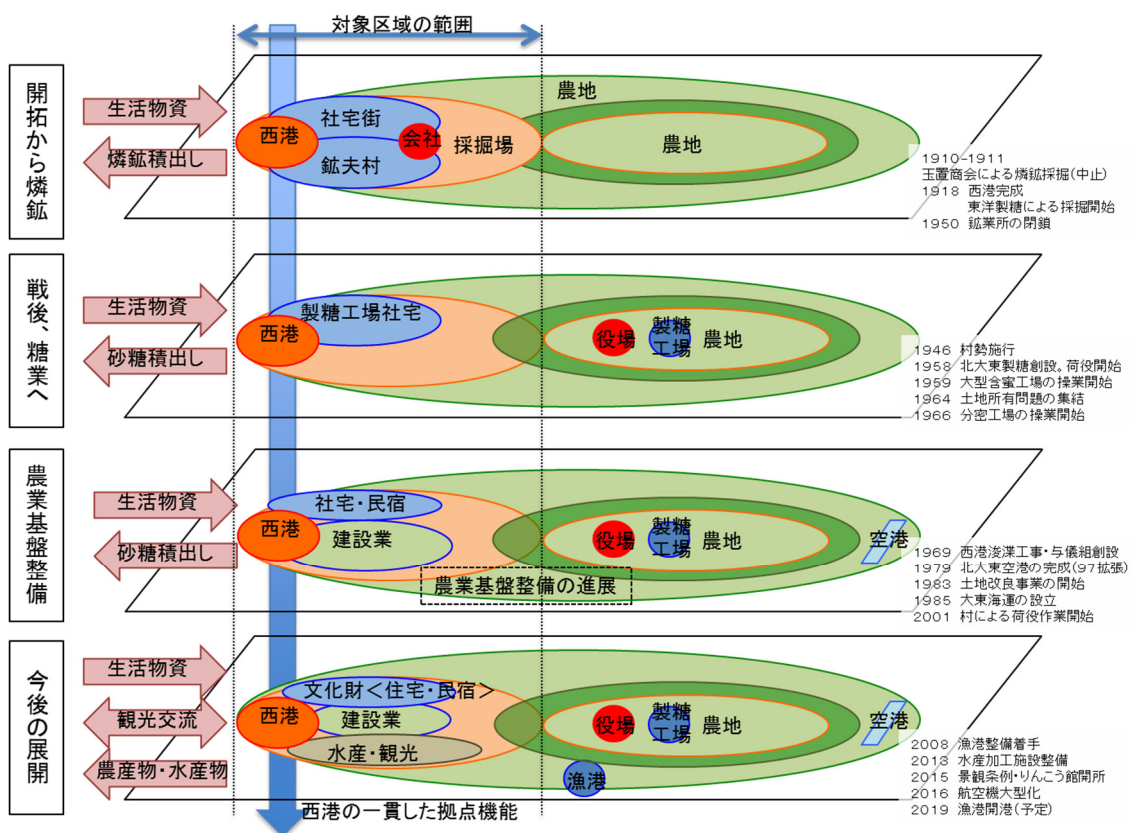
比較的収入が安定している製糖工場の社員が居住したことから、農業基盤が整備される以前は、字港の集落も経済的な豊かなエリアと見られていた。西港は引き続き島の流通・交流の拠点であり、空港が整備されるまでは、定期船の入港時には人の出入りで大いに賑わった。荷物も人も家畜も車もクレーンに吊られて出入りする光景は独特のものとして定着した。魚市場も存続し、小規模ながら水産業の拠点として、漁労やマグロ節製造等の加工の技術は継承された。金刀比羅宮では毎年祭礼が営まれ、奉納相撲の景品に海産物が供される慣習が根付いている。一方で、採掘場があった広大なエリアは埋め立てられ、サトウキビ畑やため池として利用されている。採掘場跡のサトウキビ畑の土壌は地力に富み、地元の農家はリンコージと呼んでいる。燐鉍山の財産が、現在の生業である糖業の中に活かされている。

<基盤の強化と新たな産業への展開>

1980年代以降、糖業の生産性の向上を目指して、農業基盤整備が急速に進展するようになると、燐鉍関連施設の跡地に建設業者の事業所、飯場、資材置場が形成されていき、字港を拠点として、島内の公共事業が展開されていった。社員俱樂部であった式六荘は民宿

となり、建設関係の労働者を受け入れるようになった。戦前から続く水産業も、依然として零細ながら、字港に駐船場、魚市場等の施設整備が進んでいった。こうして、島の中心拠点としての位置づけを字中野に渡しつつも、燐鉱採掘時代の施設等を活用し、建設業をはじめ、水産業、観光業等の生業が営まれるようになった。

さらに、平成 30 (2018) 年に漁港が完成し、水産業・観光業の本格展開が期待され、字港の集落には水産加工施設、海洋レジャー施設の整備が行われるとともに、燐鉱山遺跡をはじめ、燐鉱採掘時代の遺構を文化財として活用する取り組みも進んでいる。今後の北大東島の持続的な発展のためには、定住・交流の促進が不可欠であり、文化的景観を活かしつつ、定住・交流のための機能の拡充が字港の集落には求められている。なお、漁港が完成しても、西港は引き続き定期船のための主要港であり、クレーン荷役の光景は今後も変わらない。



<西港の一貫性>

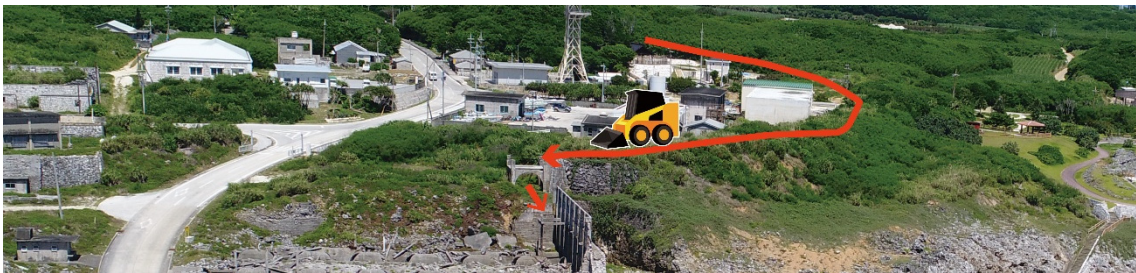
このように、字港の集落には、燐鉱山由来の重層的な生活・生業の景観が形成されてきた。一方で、西港は一貫して、島の流通・往來の玄関口として、字港及び島全体の定住を支えてきた。補完港としての北港・江崎港の整備、島の東部における空港の建設、島の南部における漁港の整備等、島の流通・往來の玄関口は多様化してきたが、西港は依然として、大量物流の拠点であり、海を通じて沖縄本島とを結ぶ往來の玄関口であるという性格は変わらない。

(3)戦後の燐鉱山遺跡に関するヒアリング等調査結果

戦後の燐鉱山遺跡の実態を確認するため、沖山氏（元北大東鉱業所事務所書記）ヒアリング及び文献調査を実施した。

<沖山氏ヒアリング結果>

- 堆積場の地層だと考えていたものは、戦後に、採掘場から燐鉱石を含む土砂を切り出して重ねた土手である。
- 採掘場で燐鉱石の層を切りだしたスクレーパーが土手の上を走り、コンクリート構造物に設置した巨大な漏斗に燐鉱石を流し込んだ。
- 漏斗の下にはトロッコがあり、レバー式で小出しにした燐鉱石を受け止めて、貯蔵庫の上部に張り巡らしたレールを移動して、適切な場所で上から燐鉱石を落とした。



これまで、使用方法がよくわからなかった 4 本柱の構造物の役割が明確になり、地層が見える土手と連動し、戦後の貯蔵庫内のコンクリート構造物に連続していることが分かった。

ただし、不確定要素も多いことから、沖山ヒアリング結果は参考資料として留め、今後の文系調査等による史実を確認した上で、本質的価値としての位置づけを検討する。



<米軍資料調査結果>

- 沖縄県公文書館に保管されている米軍関係資料から、北大東島に関する資料について数点入手し、そのうち燐鉱採掘について最も情報量が多いと思われる文書〈6457-39〉の特定の部分について、粗訳を作成した。
- 文章〈6457-39〉の第3セクションは燐鉱石採掘産業に関するレポートとなっており、特に「D.建築」には、当時の貯蔵庫の姿や修繕に関すること、燐鉱採掘場からの動線に関することがまとめられている。
- ただし、図面や写真等の記録がないため、詳細な情報はわからなかった。今後とも戦後の燐鉱山の実態を解明するための米軍関連資料調査を継続する必要がある。

沖縄県公文書館米軍関係資料入手リスト

フォルダ	書類番号	内容
RG331	9187-20-1	・日東工業から米軍に送られた燐鉱採掘に関する報告書 ・9187-20-2と同様のマップ（再撮影されたものと思われる）
	9187-20-2	・戦後の燐鉱採掘のエリア等を示すと思われるマップ（鉱物資源調査マップ、断面図等 1944年時点のもの4種類）
RG331内 「経済科学局」フォルダ	6456-17	・琉球一占領下日本貿易委員会記録（議事録等） ・燐鉱採掘の現状、当時の労働条件、施設についての説明等も含まれる。
	6456-18	・燐鉱採掘についての現状報告 ・貿易記録
	6457-39	・琉球一台湾間の貿易記録 [当時の島の責任者ガン氏による報告] ・ <u>現在の施設修繕の必要性について記述あり</u> ・ <u>重機の島への持ち込みの様子について記述あり</u> ・コスト計算あり ・南大東若者連合会規約 ・北大東青年会規約
RG338 (RG554)	211Cb072 RG338 (RG554)	・USCARが北大東での燐鉱採掘を終了することについて
	212Cb072 RG338 (RG554)	・燐鉱採掘関連施設等の管理権を村に移譲することについて (後半文書は↑の211Cb072の署名なし版)

北大東米軍文書 6457-39

<p>SITUATION OF MILITARY GOVERNMENT ACTIVITIES IN THE DAITOS ISLANDS JANUARY TO JULY 1947 (大東島における軍事政府の活動について：1947年1月～7月) 第1セクション：島の概要 第2セクション：各部門の活動報告 第3セクション：燐鉱石採掘に関するレポート ⇒A: Scope (はじめに) / B. Landing operations (重機の荷揚げ作業) / C. Type and Operation of Equipment (機器の種類と操作) / D. Construction (建築) / E. Loading from Ship to Shore and Dock Facilities (船から岸と港施設への積み込み) / 4. Shore facilities (港湾施設) / F. Organization of the Phosphate Section (燐鉱石管理部門の組織) / G. cost of phosphate mined on Kita Daito (大東島で採掘された燐鉱石のコスト)</p>

2-5. 周辺地域の土地利用法規制

文化財保護法による規制のみならず、その他法令による土地利用法規制と連動し、史跡の保存及び良好な周辺環境を維持する。

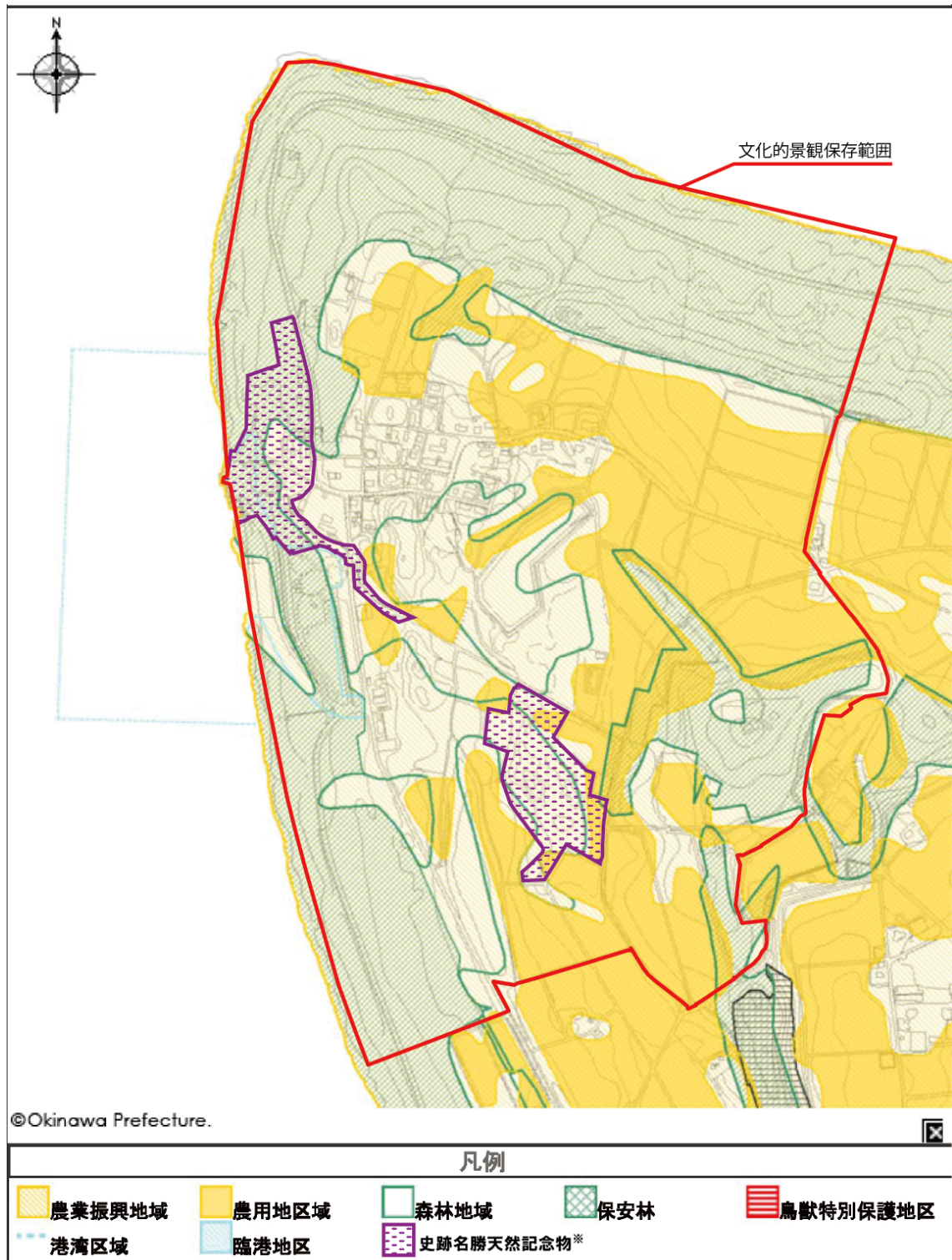
なお、史跡及び周辺地域（文化的景観保存範囲）においては、以下の土地利用法規制が適用される。

根拠法	対象範囲及び箇所	行為規制の内容	許可・届出等
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域及び農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地の造成 ● 土石の採取 ● その他の土地の形質の変更 ● 建築物その他の工作物の新築改築若しくは増築 	県知事の許可
森林法	森林地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石又は樹根の採掘 ● 開墾その他の土地の形質を変更する行為 	県知事の許可
		<ul style="list-style-type: none"> ● 火入れ 	村長の許可
	保安林	<ul style="list-style-type: none"> ● 立木竹の伐採、損傷 ● 家畜の放牧 ● 下草、落葉、落枝の伐採 ● 土石、樹根の採掘、開墾 ● その他の土地の形質を変更 	村長への届け出 県知事の許可
文化財保護法	史跡	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為 	文化庁長官の許可
	登録有形文化財	<ul style="list-style-type: none"> ● 滅失 ● き損 ● 現状変更(通常望見できる範囲の4分の1以上の外観の変更) 	文化庁長官への届け出
港湾法	港湾区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 水域又は公共空地の占用 ● 水域又は公共空地における土砂の採取 ● 水域施設、外かく施設又は係留施設等の建設又は改良 ● その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える恐れのある政令で定める行為 	県知事の許可
	臨港地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 水域施設、用水きょ又は排水きょ建設又は改良 ● 廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設 ● 工場若しくは事業場の敷地面積が、政令で定める以上の新設又は増設 ● その他、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える恐れのある施設の建設又は改良 ● 分区の区域内において、分区の目的を著しく阻害する建築物の建設等 	県知事への届出

◆字港周辺の土地利用法規制図（平成 26 年）沖縄県地図情報システム注意事項（抜粋）

(3)本システムの背景地図にある土地や建物等については、おおよその位置を示すものであり、境界等を示すものではありません。

(4)本システムで提供する情報については、現況と一致しない場合があります。



字港周辺土地利用法規制図（沖縄県土地利用現況図 平成 26 年より作成）

第3章 史跡等の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

1-1. 一連の生産システムを確認できる国内唯一の燐鉍産業遺跡

日本国内の燐鉍石の産地は、北大東島の外に、代表的なものとしてラサ島がある。ラサ島の燐鉍施設は終戦とともに放棄され、戦後は無人となり、現在は米軍の射爆場となっている。航空写真等から燐鉍産業遺跡の残存は確認できず、射爆場であることから今後の発掘・保全の可能性も低い。この他、南鳥島、能登島、波照間島で実際に採掘が行われたが短期間で終了しており、燐鉍採掘の状況を伝えるまとまった遺跡は残されていない。よって、北大東島の燐鉍山遺跡は、採掘、加工、貯蔵、積出といった一連の工程からなる生産システムの全体の姿を現代に伝える国内唯一の遺跡である。

1-2. 日本の近代化を支えた産業の一つである燐鉍産業の遺跡

近年、石炭、製糸等、明治の近代化を支えた産業の遺跡が文化財として高く評価されているが、北大東島における燐鉍産業も化学肥料の原料として国内の食糧生産を支えた重要な役割を有していたものであり、近代産業遺跡として重要な文化財的価値を有している。

1-3. 沖縄県内で初めて史跡として評価する近代産業遺跡

これまで、沖縄県では国指定又は県指定の文化財として、近代産業遺跡を対象としたものは北大東島燐鉍山遺跡のみである。県内には、糸満市や南北大東村の製糖産業の遺跡、西表島の石炭探鉍の遺跡といった近代産業の遺跡があり、今後、これらの文化財としての保全、活用の取り組みが活発化することが期待される。

1-4. 一連の生産システムがコンパクトに集約

北大東島の燐鉍山遺跡は、採掘から積出までの一連の工程を示す各施設が残されているだけでなく、これらの施設の遺跡が空間的なまとまりをもって集約されている。鉍山の遺跡は広範に渡ることが多いため、一覧性の高い産業遺跡として評価することができる。

1-5. 燐鉍石、ドロマイト等の独自の地質資源と密接に関連

燐鉍石を対象とした産業の遺跡であること、産業施設の建造にドロマイトを加工した石積みが多く活用されていること等、島が有する独自の地質資源と密接な関係を持っており、文化財として保全する価値がある。

1-6. 隆起珊瑚礁の地形のために独自に形成された港湾機能を内包

大東諸島は隆起珊瑚礁の島であり、周囲は屹立する岩礁に囲まれ、船舶が接岸することができない。このため、大東島の港は、沖合に停泊する船舶からクレーンでつり下げて人も荷物も往来する独特の方式が形成されてきた。北大東島の燐鉍山遺跡には、こうした独自の港湾施設が内包されており、希少な文化財として保全する価値がある。

以上のことから、北大東島の燐鉍山遺跡は、文化財として重要な価値を持つものである。

第2節 史跡の構成要素

2-1. 史跡内及び周辺の諸要素の分類

以下に、史跡及び周辺の諸要素を分類ごとに整理する。

諸要素の分類		個別要素
指 定 範 囲	史跡の本質的 価値を構成す る諸要素	【採掘】 採掘場跡及びトロッコトンネル跡
		【運搬】 日乾堆積場跡燐鉱露頭及びトロッコ軌道跡
		【生産】 ドライヤー建屋跡、火力乾燥場跡、水タンク跡（水取場跡）、第4倉庫跡、第7倉庫跡、電柱支柱跡、石積擁壁、火薬庫跡
		【貯蔵・積出】 燐鉱石貯蔵庫跡、積荷棧橋跡
		【港湾】 西港荷揚げ場跡、西港船揚げ場跡、巻き上げ機設置場跡、舢倉庫跡
その 他 の 構 成 要 素	その他の構成要素	【糖業時代の施設】 糖蜜タンク、バラ積み倉庫（2棟）、蔵入り場、計量場（カンカン場）、巻き上げ機
		【自然的要素】 海岸地形、採掘場跡内の植生
		【公共施設】 県道、港湾道路、字港共同貯水タンク
		【サイン】 燐鉱石貯蔵庫跡の解説板
		【景観阻害要因】 ドライヤー跡周辺の廃車及び廃材、県道沿いの便所（老朽化）、採掘場跡内の投廃棄物
周 辺 環 境	自然的要素	海岸地形、海岸段丘、外側岩稜、環状丘陵地、内側岩稜（黄金山）
	人工的要素	燐鉱山に由来する遺構群、港集落（旧社宅街）、玉置半右衛門の碑、金刀比羅宮、西港公園（下坂村跡）、農地（採掘場跡、大正村跡）

2-2. 史跡の本質的価値を構成する諸要素

(1) 採掘

①採掘場跡及びトロッコトンネル跡

カルスト地形の激しい凹凸に充填された燐鉱石を採掘するため、採掘は露天掘りにより行われた。階段状に掘り進められた大きな坑が各所に残された。現存する採掘場跡地は、約 4.5ha の広さがある。露天掘りにより造形された階段状の窪地が随所であり、凹凸の激しい地形となっている。各所に底深い垂直坑も確認される。中央部には、採掘された燐鉱石を西港周辺の施設に運搬するためのトロッコ軌道が残されており、さらに西側には、軌道を敷設する際に整備された断続的なトンネル(幅 1.5~2.0m 程度、高さ 1.2~1.7m 程度)が現存する。



(2) 運搬

①日乾堆積場跡燐鉱露頭及びトロッコ軌道跡

日乾堆積場は、燐鉱採掘場から西港周辺の生産施設群へと燐鉱石を運搬する途中にあり、水分を多く含む燐鉱石を地面の上に広げ、天日により乾燥するための場所である。堆積した燐鉱石は、牛力を使ってすき起こして、よく乾燥させた。戦後は、米軍指導の燐鉱採掘のため、堆積場の上に、スクレーパーの移動のための通路が設けられた。



(3) 生産

①ドライヤー建屋跡

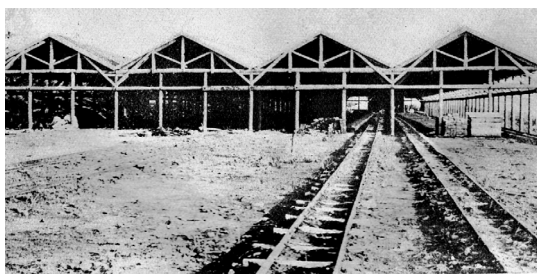
ドライヤー建屋は、水分を多く含む燐鉱石を熱風により乾燥させる回転式乾燥機(ドライヤー)を設置したものであり、洗鉱、破碎とともに重要な加工工程を担った施設である。



②火力乾燥場跡

燐鉱石は一般に水分を多く含んでいるので、海上輸送の効率性を高めるためにも乾燥が必要であった。

塊状のものは火力乾燥場に積み上げて石炭や薪を用いた乾燥させ、礫・粒・粉状のものはロータリードライヤーで乾燥して入庫した。



③水タンク跡(水取場跡)

燐鉱採掘産業用水を貯水したタンクと考えられる。(戦前の写真無し)

④第4倉庫跡

東洋製糖時代に、物資の保管のために組積造の倉庫が数多く建設されており、第4倉庫はその一つである。(戦前の写真無し)

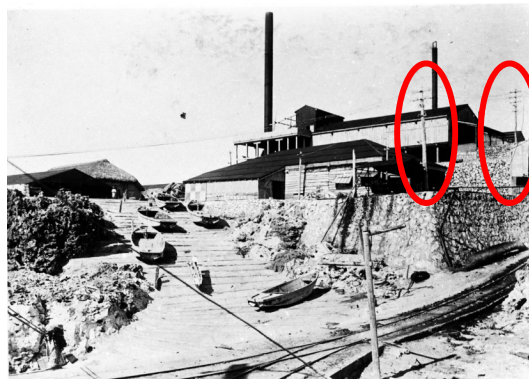
⑤第7倉庫跡

東洋製糖時代に、物資の保管のために組積造の倉庫が数多く建設されており、第7倉庫はその一つであり、煉瓦造の設備は酒造所の一部ではないかと考えられる。

酒造所は大正12(1923)年頃に池之沢にあった酒造所を移転したものであるが、いつまで稼働していたかは、不明である。(戦前の写真無し)

⑥電柱支柱跡

電柱支柱跡は、史跡範囲外に立地する発電所から出張所、第1から第3倉庫等へ電力を供給していた送電施設である。支柱跡の痕跡から、史跡範囲内については、第4倉庫や巻き上げ機周辺施設へ電力を供給していたと考えられる。



⑦石積擁壁

第4倉庫西側の土手の支持として石積擁壁が建造されたと考えられる。古地図からもこの土手の上にトロッコレールが配置されていることがわかる。



⑧火薬庫跡

施設群の整備に際して、堅固な岩礁を破砕するためにダイナマイトを用いる必要があり、火薬類を保管するために設けられた施設である。(戦前の写真無し)

(4) 貯蔵・積出

① 燐鉱石貯蔵庫跡

燐鉱貯蔵庫は、積荷棧橋と一体となって、燐鉱石を貯蔵し積み出すための最終施設である。

貯蔵庫は、大正 8 (1919) 年に東洋製糖が燐鉱生産施設群を整備した際、最初に建設されたものであるが、昭和 25 (1950) 年に使用されなくなるまで、増改築を繰り返してきた。



② 積荷棧橋跡

積荷棧橋は、燐鉱貯蔵庫と一体となって、燐鉱石を貯蔵し積み出すための最終施設である。

貯蔵庫で燐鉱石をいっぱい積んだトロッキは棧橋の先まで進み、バネを用いて跳ね上げる方式になっていて、連結漏斗（象の鼻）に燐鉱石をこぼした。



(5) 港湾

① 西港荷揚げ場跡

西港荷揚げ場は、船揚げ場と一体となって、遠隔離島である北大東島にとって不可欠な生産及び生活のための物資の移入・移出を担った極めて重要な施設である。北大東島の地形は隆起珊瑚礁に由来し、周囲が険峻な岩礁で囲まれており、船舶が容易に近づけなかったため、海面から約 10m の高さに平坦な荷揚げ場を設け、当初は丸太三本を組み合わせた支柱により、海上の舢舨との間で物資の揚げ降ろしを行った。



②西港船揚げ場跡

西港船揚げ場は、荷揚げ場と一体となって、遠隔離島である北大東島にとって不可欠な生産及び生活のための物資の移入・移出を担った極めて重要な施設である。物資の移出入のための船舶は沖合に停泊し、港との間の運搬は舢舨が担った。船揚げ場は、舢舨の揚げ降ろしを行うための施設である。



③巻き上げ機設置場跡

巻き上げ機は、ディーゼル機関による巻き上げ機を用いて、斜路に沿って海上から舢舨を引き揚げるものである。幅は約 10m、延長約 65m であり、斜路のカーブした部分の東側に設けられた石垣の上に巻き上げ機小屋が据えられていた。



④舢舨倉庫跡

西港船揚げ場斜路の上部には、組積造の舢舨倉庫と木造茅葺きの造船所があった。斜路の西側には高さ約 2.3m の石灰岩の野面積みの石垣が築かれており、西風を防いだものと考えられる。石垣は、高さ約 4.7m の舢舨倉庫外壁の石積みへと連続している。



2-3. その他の構成要素

(1)糖業時代の施設

糖業時代の施設は、燐鉱山から戦後の糖業、さらに港湾施設として変遷してきた生業の歴史を表す北大東島の文化的景観を示す構成要素である。

①糖蜜タンク

糖蜜タンクは、昭和 44（1969）年に燐鉱洗鉱場跡地に建設された。砂糖製法が黒糖から分蜜に変わり、その際に抽出された糖蜜を貯蔵していた倉庫である。

②バラ積倉庫(2 棟)

バラ積倉庫は、糖蜜タンクと同時期に積出前の砂糖を貯蔵する倉庫として建造された。

バラバラに砂糖を貯蔵していたからバラ積倉庫と呼ばれる。

現在は、製糖企業の備品倉庫として利用されているため、保存状態は良好である。

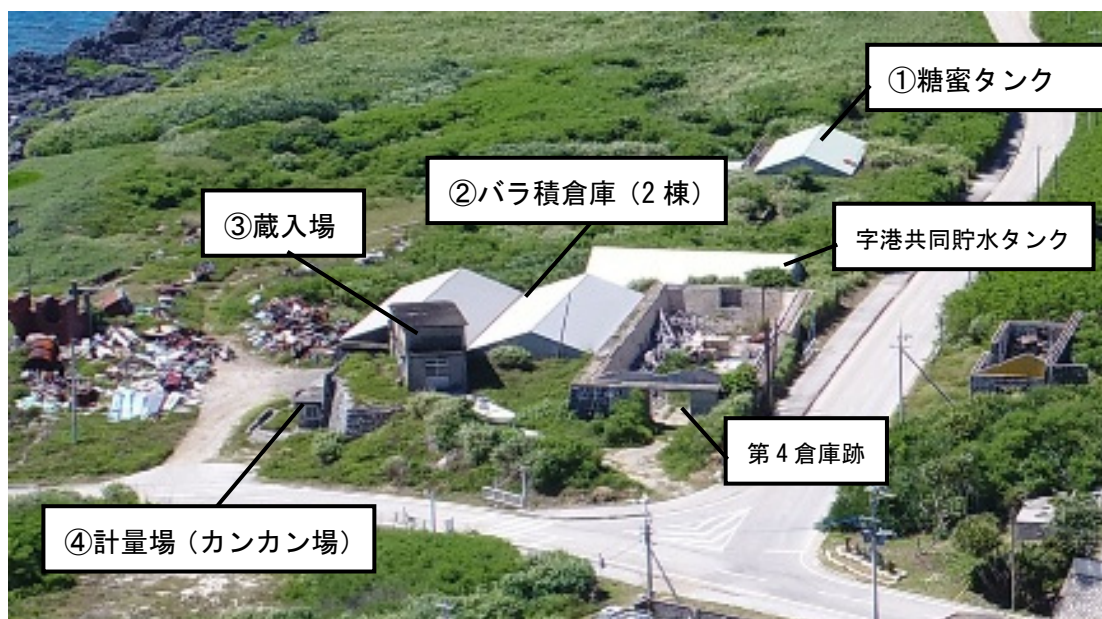
③蔵入場

バラ積倉庫建造の際に、砂糖の搬入施設として建設された。ダンプで砂糖を運び蔵入場からバラ積倉庫に砂糖をこぼし入れていた。その後、港湾事務所として利用されるが、現在の位置への移転に伴い、放置され老朽化が進んでいる。

④計量場(カンカン場¹⁾)

計量場（カンカン場）は、蔵入場と同時期に設置された。計量場（カンカン場）では出荷前の砂糖の計量場として利用された。

現在は、放置され老朽化が進んでいる。



¹⁾看貫（カンカン）場：【看貫】品物の貫目を量ること。

⑤巻き上げ機

昭和 31（1956）年に設置された巻き上げ機である。

燐鉍採掘時代に稼働していた巻き上げ機ではないが、島の生活及び生業の変遷を示す重要な遺構である。

現存する巻き上げ機は、塩害や劣化により著しい錆に覆われている。

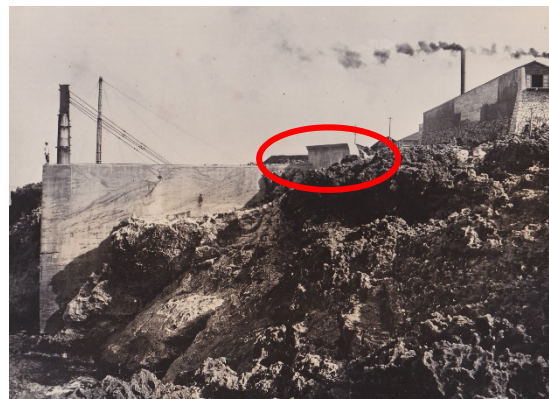


(2)自然的要素

①海岸地形

島全体は隆起環礁の地形であり、北大東島燐鉍山遺跡は中央低地を取り巻く環状丘陵地の北西部（字港）に位置し、沿岸部の海食崖から海成段丘に分布する。燐鉍石貯蔵庫を含む海岸沿いに分布する施設群は、高波や台風の影響を受けやすく、修繕や波止め（防波壁）の設置を繰り返しながら利用されていた。

また、戦時中、積荷棧橋の南側の岩場に魚雷が直撃したことで、海岸地形が湾状に変形したことや、波止め（防波壁）の滅失、戦後の港湾道路の整備により、岩礁地帯が減少し消波効果が薄くなったため、高波による史跡（特に燐鉍石貯蔵庫跡）への影響を受けやすくなっている。



波止め（防波壁）（大正後期頃）



台風が過ぎた後の西港（大正後期頃）



台風の影響を受ける西港

②採掘場跡内の植生

燐鉱採掘場は、階段式に深く掘りこまれ、大きな起伏が不規則に広がる地形が形成された。露天掘りのため、往時は地表が露出していたが、閉山後、永らく放置された結果、亜熱帯の旺盛な植生に覆われた。

採掘場跡内には、ガジュマルやリュウキュウマツ等が燐の影響を受け、大木化するなかで、成長した枝や根による遺構への影響が懸念される。



(3)公共施設

①県道

燐鉱採掘時代に形成された集落道の線形を基本に整備された沖縄県道 184 号北大東港線（昭和 28 年に琉球政府道として路線認定）である。島の中心部と西港をつなぐ島民にとって主要な生活道路でもあるが、県道整備に伴い、燐鉱石貯蔵庫跡の北側部が滅失した。



②港湾道路

平成 7（1995）年の新西港整備に伴い、岩礁地帯に港湾道路が設置された。県道と同様に島民にとって主要な生活道路でもあるが、港湾道路整備のための岩礁破碎により、燐鉱石貯蔵庫と積荷棧橋への連続性が見えづらくなった。

また、消波効果のあった岩礁地帯が失われたことで、高波による史跡（特に燐鉱石貯蔵庫跡）への影響を受けやすくなっている。



③字港共同貯水タンク

琉球政府時代に飲料水用の天水貯水タンクとして各字に整備された。

字港については、第 4 倉庫跡の北側に建造された。

昭和 61（1986）年に海水淡水化施設が整備されて以降、共同貯水タンクは利用されなくなった。



(4)サイン

①燐鉱石貯蔵庫跡の解説板

北大東島燐鉱山遺跡に関する解説サインは燐鉱石貯蔵庫跡前にある RC 造の陶板サインのみあり、燐鉱採掘産業の一連のシステムを伝える解説板となっている。

なお、国指定史跡を示す標識（石造）は、未設置である。



(5)景観阻害要因（遺構保存の阻害要因）

①ドライバー建屋跡周辺の廃車及び廃材

閉山後、施設跡地には、廃車及び廃材が集積されている。島外搬出のために西港付近に集積されたが未だ放置されたままである。

また、周辺遺構の一部が、投廃棄物に混ざっている可能性がある。



②県道沿いの便所(老朽化)

県道沿い（燐鉱石貯蔵庫跡前）には、公衆便所が設置されているが、老朽化が著しく、史跡及び周辺景観の阻害要因となっている。



③採掘場跡内の投廃棄物

閉山後、植生に覆われてしまったこと、深い堀跡が残されていることから、多くの廃棄物が投げ込まれている。

史跡指定後、青年会を中心に採掘場跡の清掃活動を実施し、採掘場跡の保存に向けた取り組みが始まっている。



北大東島の燐鉱山由来の文化的景観 重要な構成要素位置図

重要な構成要素(ハッチング及びライン)の凡例

	19		24		27		29		31
	20		25		28		30		14



凡例

	重要文化的景観選定範囲
	国指定史跡 北大東島燐鉱山遺跡

【重要な構成要素一覧表】

番号	名称	価値
1	北大東島燐鉱山遺跡 (国指定史跡)	これほど大規模に燐鉱生産施設が残るのは北大東島のみであり、唯一国内に現存するものとして貴重である。我が国近代農業を支えた燐鉱採掘産業の歴史を知る上で重要。
2	黒部トンネル跡	黒部岬の燐鉱採掘場跡。北大東島の燐鉱産業の歴史を知る上で重要。
3	北大東島出張所遺構 (りんこう交流館) (登録有形文化財)	燐鉱産業を取り仕切っていた東洋製糖の出張所。ここでは会社の経営のみならず生活物資の販売施設であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はドロマイト組積造りである。
4	階段式倉庫遺構 (第1-3倉庫遺構)	東洋製糖の倉庫群の一つ。ここは生活物資の保管施設であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はドロマイト組積造りである。
5	備員倶楽部遺構	社員・雇用の下に位置付けられていた備員(現業員)のための娯楽施設兼寮であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はドロマイト組積造りである。
6	発電所遺構	ディーゼル発電機により、出張所や社宅等へ電気を送電するための施設であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はRC造で、特徴ある意匠を有している。
7	末吉邸(旧魚市場) (登録有形文化財)	戦前は漁師の元締め住宅であり、魚市場及びマグロ節を加工する工場として利用されており、往時の生活又は生業を知る上で重要。建造物の構造はマイト組積造りである。
8	社員風呂場遺構 (水タンク遺構含む) (登録有形文化財)	社員とその家族のための共同浴場であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はRC造で、特徴ある意匠を有している。
9	無線通信所遺構及び アンテナ遺構(北側)	島外と通信するための施設であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はドロマイト組積造りである。
10	社員倶楽部遺構(式六荘) (登録有形文化財)	社員のための娯楽施設兼宿泊施設であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造は木造で、紀元2600年を記念して大阪から移築された建物である。
11	社宅跡遺構①	字港には社員・雇用・備員用の住宅が5つ残っており、現在でも住居として利用されている。社宅遺構はいずれも特徴的な形状や工法等が今でも維持されており、往時の生活又は生業を知る上で重要。 (5棟の内、3棟を重要構成要素として保存)
12	社宅跡遺構②	
13	社宅跡遺構⑤	
14	ドロマイト石垣群(敷地囲い)	社宅の台風対策としてドロマイトの石垣が設けられた。現在でも集落の各地に分布しており、文化的景観を特徴づけるとともに、往時の生活又は生業を知る上で重要。
15	大正村大衆浴場遺構	大正村に住む鉱夫とその家族のための共同浴場であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はRC造である。
16	下坂村大衆浴場遺構(水取場遺構含む)(登録有形文化財)	下坂村に住む鉱夫とその家族のための共同浴場であり、往時の生活を知る上で重要。建造物の構造はRC造である。

番号	名称	価値
17	玉置半右衛門碑	大東島の開拓者である玉置半右衛門を記念する碑である。毎年11月1日の玉置の命日に礼拝が行われており、北大東島民の生活文化において、重要な施設である。西港や集落を眺める良好な眺望点でもある。
18	金刀比羅宮	昭和19年に建立された航海安全と大漁を祈願する記念施設である。毎年10月10日の例祭では奉納相撲が行われており、北大東島民の生活文化において、重要な施設である。
19	街区(県道)	字港には、燐鉱採掘時代に形成された街区形態が残されており、往時の生活及び住環境を知る上で重要。
20	街区(集落道)	
21	掘割道及び守備隊壕遺構	戦時中、燐鉱石を運搬するための掘割道を利用し、側面の岸壁に守備隊壕が形成された。往時の燐鉱採掘産業を知る上でも重要な施設であるとともに、戦争遺構としても価値が高い。
22	新西港荷揚げ場	新西港が整備され、旧西港が廃止されるが、西港は依然として、大量物流の拠点であり、海を通じて沖縄本島とを結ぶ従来の玄関口という性格は変わらない。文化的景観を語る上で重要な施設である。
23	西港公園(大正村跡)	大正村跡に整備された公園である。字港住民及び島民のコミュニティー活動の拠点であり、地域住民の生活を支える重要な施設である。
24	農地(下坂村跡)	下坂村跡に整備された農地である。燐鉱採掘産業から糖蜜産業への生業の変遷を語る上で重要な場所である。
25	農地(採掘場跡)	採掘場跡に整備された農業用水の農地である。燐鉱採掘産業から糖蜜産業への生業の変遷を語る上で重要な場所である。燐鉱石の採掘場跡であったため、地力が高く作物の生育が良いという。北大東の地質資源としても価値が高い。
26	ため池(採掘場跡)	採掘場跡の縦穴を利用して整備された農業用水のため池である。燐鉱採掘産業から糖蜜産業への生業の変遷を語る上で重要な施設である。
27	玉置碑の丘陵	字港周辺は島内でも標高が高い区域で、他の区域が海に沈んでいた時代も陸地であったため、海鳥の糞に由来する燐鉱を蓄えることができた。この自然地形の成り立ちが字港の文化的景観を形成したと言える。黄金山については島で一番標高が高く、島のランドマークでもある。
28	兜岩	
29	喇叭鯨	
30	黄金山	
31	岩礁地帯及び波食棚(黒部岬含む)	海側の険峻な岩礁地帯は、北大東島特有の自然景観である。またその上に、整備された燐鉱産業遺構や西港は、島民の生活を支えており、海岸地形を含めた景観が文化的景観を形成している。

第4章 史跡の現状・課題

北大東島燐鉱山遺跡の保存管理、活用、整備、運営体制の現状・課題を整理する。

第1節 保存に関する現状と課題

昭和25(1950)年まで稼働していた燐鉱山の施設群は、閉山以降、一部が製糖企業の倉庫や社宅、民宿等に活用されたが、多くは、海岸に近い立地に伴う厳しい環境圧、道路整備、生活の変化等に伴って、滅失・損壊が進んでいる。



さらに、台風の巨大化等により、海岸付近にある遺構は損壊の進行が著しく、また、樹木の成長により遺構に影響を与えているものもある。

このため、早急に応急的な損壊防止措置を講じるとともに、本格的な保全措置のための詳細な地形測量や動植物生態調査等を通し、外的要因から史跡を保護するため、最新技術を視野に入れた保存方法の検討を進める必要がある。



特に燐鉱石貯蔵庫跡については、波や風の影響を強く受けており、他の遺構と比べて崩壊が進んでいることから、早急に損壊防止措置を講じる必要がある。また、燐鉱石貯蔵庫跡は、西港周辺の景観を象徴するランドマーク的存在として地域の認識も高いことから、早急に保全・復元する必要性が極めて高い。

北大東島燐鉱山遺跡の種別ごとに保存に関する現状と課題を下表に整理する。



1-1. 採掘

名称・現状写真	保存の現状	保存の課題
採掘場跡  トロッコトンネル跡 	露天掘りによって造形された地形は、概ね当時のまま残存しているが、燐の栄養を蓄えた土壌によりガジュマル等の大木に覆われている。内部には運搬用軌道やトロッコトンネルも当時の姿を残しているものの、特段の保存措置が行われていない。 また、採掘場跡は、人目に付かない樹林地となり、投廃棄物もいたるところに確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 露天掘りによって造形された地形の保存 ● 遺構保存に必要な被覆樹木の管理 ● 岩稜の落石・剥離への安全対策 ● トロッコレール跡の保存 ● 投廃棄物の清掃・撤去 ● トロッコトンネル跡の保存 ● 雨水排水のコントロール ● 転落防止等の安全対策

1-2. 運搬



名称・現状写真	保存の現状	保存の課題
日乾堆積場跡燐鉱石露頭 	堆積した燐鉱石が露頭となっているのを確認できるが、ほとんどがススキやギンネムといった雑草や雑木が繁茂し、露頭部を覆っている。今のところ土砂崩落の危険性は少ないものの、特段の保存措置は行われていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂崩落対策 ● 被覆植栽の管理
トロッコ軌道跡 	トロッコ軌道は、農道に整備されているが、堆積場と隣接するため、一体でトロッコ軌道跡と認識することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路線形の維持 ● 沿道植生の管理

1-3. 生産



名称・現状写真	保存の現状	保存の課題
ドライヤー建屋跡 	戦争被害、閉山後の放置により、崩壊が進み、乾燥機は滅失したが、煉瓦造りの構造物は、崩壊、転倒しているものの、施設形状を確認できる状態で残されている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 崩壊防止対策 ● 散在する遺構の特定 ● 復元整備の検討 ● 耐風対策 ● 海岸植生の管理（除草） ● 雨水排水コントロール
火力乾燥場柱跡 	道路整備により、ほとんど滅失したが、支柱の一部が残っている。	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、形態、き損状態の詳細調査 ● 構造物の保存及び補強 ● 周辺植生の管理（除草）



<p>第4倉庫跡</p> 	<p>近年の台風により屋根が失われたが、組積造の倉庫群の中では唯一完全な構造を残しており、保存する必要性は高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 石積み外壁の保存対策 ● き損部の復元 ● 屋根の復元 ● 周辺植生の管理（除草）
<p>第7倉庫跡</p> 	<p>外壁の一部と内部のレンガ造りの設備が残っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、形態、き損状態の詳細調査 ● 建造物の保存及び補強 ● 周辺植生の管理（除草）
<p>水タンク跡（水取場跡）</p> 	<p>2箇所の水タンク跡が残っているが、いずれもゴミが投棄されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、形態、き損状態の詳細調査 ● 建造物の保存及び補強 ● 投廃棄物の撤去 ● 周辺植生の管理（除草）
<p>電柱支柱跡</p> 	<p>史跡範囲内には3箇所の電柱支柱跡がある。 巻き上げ機置場跡付近の支柱跡は基礎部より倒壊しており、第4倉庫跡付近の2本の支柱跡は健全である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建造物の保存及び補強 ● 周辺植生の管理 ● 周辺の投廃棄物の撤去
<p>石積擁壁</p> 	<p>第4倉庫跡の西側土手を支持する石積擁壁である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、形態、き損状態の詳細調査 ● 建造物の保存及び補強
<p>火薬庫跡</p> 	<p>建物は2棟ある。いずれもRC造（1棟は煉瓦造り混構造）。長期間放置されていたために深い植生に覆われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、形態、き損状態の詳細調査 ● 建物の保存及び補強 ● 周辺植生の管理（除草）

1-4. 貯蔵・積出

名称・現状写真	保存の現状	保存の課題
<p>燐鉱石貯蔵庫跡 (登録有形文化財)</p> 	<p>戦争被害、戦後の米軍による改変、閉山後の道路整備や環境圧により、崩壊が進んでいる。特に近年の台風により、南側外壁の石積みの崩壊が著しい。貯蔵庫跡は、島のランドマークとしての認識も高い。</p> <p>また、平成30年台風24号(9月29日襲来)より被災し、南側石積みが崩壊した。火急的な災害復旧整備が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 南側石積みの災害復旧整備 ● 石積みの復元検討 ● コンクリート外壁の補強 ● 復元時代の検討 ● 米軍が増設した南側外壁上部のコンクリート壁及び4本柱構造物の保存及び補強 ● 耐風対策 ● 雨水排水コントロール
<p>積荷棧橋跡 (登録有形文化財)</p> 	<p>積荷棧橋と貯蔵庫は平面で結ばれていたが、道路整備により分断された。海岸に位置し、厳しい環境圧にさらされているため、早急な保存措置が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ひび割れ等の補修 ● 構造物の保存及び補強 ● 防波壁の復元検討

1-5. 港湾

名称・現状写真	保存の現状	保存の課題
<p>西港荷揚げ場跡</p> 	<p>新西港が整備されて以来、港湾作業は行われていない。しかし、燐鉱産業を伝える遺跡として保存の必要性は高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートひび割れ及び剥離等の対策
<p>西港船揚げ場跡</p> 	<p>新西港が整備されて以来、港湾作業は行われていない。しかし、燐鉱産業を伝える遺跡として保存の必要性は高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートひび割れ及び剥離等の対策

<p>巻き上げ機設置場跡</p> 	<p>巻き上げ機設置場跡の石積みは現在も健在である。巻き上げ機設置場の小屋は既に滅失し、赤錆びた巻き上げ機（昭和 31 年設置のもの）が残されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、形態、き損状態の詳細調査 ● 構造物の保存及び補強 巻き上げ機の保存対策
<p>舁倉庫跡</p> 	<p>船揚げ場跡北側に舁倉庫の石積みの外壁の一部が残されている。海岸に近く、厳しい環境圧にさらされているため、早急な保存措置が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、形態、き損状態の詳細調査 ● 構造物の保存及び補耐風対策 ● 海岸植生の管理（除草）



北大東島燐鉱山遺跡空撮（燐鉱石貯蔵庫跡周辺）



北大東島燐鉱山遺跡空撮（燐鉱石採掘場跡周辺）

第2節 活用に関する現状と課題

北大東村では、平成 28（2016）年の航空機の大型化、平成 29（2017）年の燐鉱山遺跡の国史跡指定、平成 31（2019）年の南大東漁港北大東地区（通称、北大東漁港）の開港に伴う南北大東の交通及びマリレジャーの活性化等による、さらなる観光客の増加が見込まれており、燐鉱山遺跡を含む島内の歴史・文化及び観光資源の魅力をどのように発信していけるかが課題となっている。

特に、燐鉱山遺跡の燐鉱石貯蔵庫跡は、島のシンボリックな存在として、島内外での一定の知名度は有しているものの、その他の遺構群の存在又は価値の認知度は低い状況である。

燐鉱山遺跡については、我が国の近代農業を支えた燐鉱採掘産業の一連システムが残る、国内唯一の遺跡の価値を有することを伝えるためにも、史跡公園として歴史文化的活用（史跡保存）と観光的活用を両立する必要がある。

第3節 整備に関する現状と課題

北大東燐鉱山遺跡の施設跡の多くが、海岸に近い位置に分布しており、厳しい環境圧にさらされているほか、長年放置された結果、劣化により破損したもの、樹木に覆われているものがある。

特に、燐鉱石貯蔵庫跡については、毎年襲来する台風の影響により、南側の壁面石積み崩落が進行している。この燐鉱石貯蔵庫跡は、北大東島で行われた燐鉱採掘の一連の生産システムを現在に伝える貴重な遺跡であり、特に、西港周辺の景観を象徴するランドマーク的な存在であること、「建設当時の技術的水準の高さ、立体的な大規模空間としての石組みを建造する事業の困難さ、意匠的な特異性等の視点から、登録有形文化財の登録基準の「三 再現することが容易ではないもの」に該当すると考えられる（福島俊介琉球大学名誉教授の所見より）ことから、早急な保存及び復元整備が必要である。

燐鉱石貯蔵庫跡を含む、燐鉱山遺跡の一部はガイドの案内により見学は可能となっているが、樹木に覆われているもの、立ち入りが危険な場所もあるため、全体的な構造を示すことができない状況にある。また、地元住民や観光客への普及啓発や情報発信のための案内サインや説明板等が不十分なため、これらの整備充実も課題となっている。

燐鉱山遺跡の史跡公園としての一体的な活用に向け、見学のための園路及び休憩施設等の整備、安全対策等を施す必要がある。

第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題

北大東島燐鉱山遺跡は、史跡の保護と公開を推進していく上で、観光部局、建設部局等の庁内各部局と連携し、運営・管理体制を構築していく。さらに活用においては、地元各団体や観光事業者等と連携し、地域振興や観光振興を図っていく必要がある。

第5章 大綱と基本方針

第1節 大綱

- 1) 北大東島の燐鉱山について実態解明を継続的に進め、保存と活用を図ることにより、大切な歴史資産を次世代に継承する。
- 2) 燐鉱山が本格的に稼働していた施設の姿を基本として、史実を確認して、復元又は補強等により史跡の価値を保存及び顕在化する。
- 3) 北大東村民が日常の散策や健康づくりで史跡に親しみ、共通の財産として自発的に維持管理や清掃に参加できるよう、理解の促進を図る。
- 4) 島外においても史跡の価値に対する認知を高め、史跡観光を柱の一つとした観光振興につなげて、遠隔離島の地域経済の活性化に寄与する。
- 5) 燐鉱石貯蔵庫跡は島の景観のシンボルであり、急速に進んでいる崩壊を早急に食い止め、復元整備を図ることにより、島の誇りを具現化する。

第2節 基本方針

2-1. 保存の基本方針

- ① 戦前及び戦後の燐鉱山の実態を解明するための調査研究を継続的に実施する。
- ② 史跡の価値を損なうことがないように保存のための管理を厳格に行う。
- ③ 日常のパトロール、維持管理を継続的に実施する。

2-2. 活用の基本方針

- ① 村民の一人一人が史跡のガイドであるよう、学校教育・社会教育を通じて史跡の本質的価値の認知向上を図る。
- ② 近接する字港集落の景観整備、重要文化的景観の保全・活用と一体となって、史跡に関する対外的広報を積極的に行い、史跡観光の振興を図る。

2-3. 整備の基本方針

- ① 保存及び活用を確実に推進するための整備を計画的に実施する。
- ② 本質的価値の損失につながるような、史跡の予想される損傷を防止するための緊急保全措置を講じつつ、短期的には主に保存のための整備を、中長期的には主に活用のための整備を推進する。

2-4. 運営・体制整備の基本方針

- ① 中心となる教育委員会文化財部局の体制を強化しつつ、観光部局・景観部局等の役場内の他部局との連携を高める。
- ② 自治会、青年会、教育機関、福祉施設、観光・建設・水産業等の各事業者との協力体制を確立する。

第6章 保存

第1節 保存の方向性

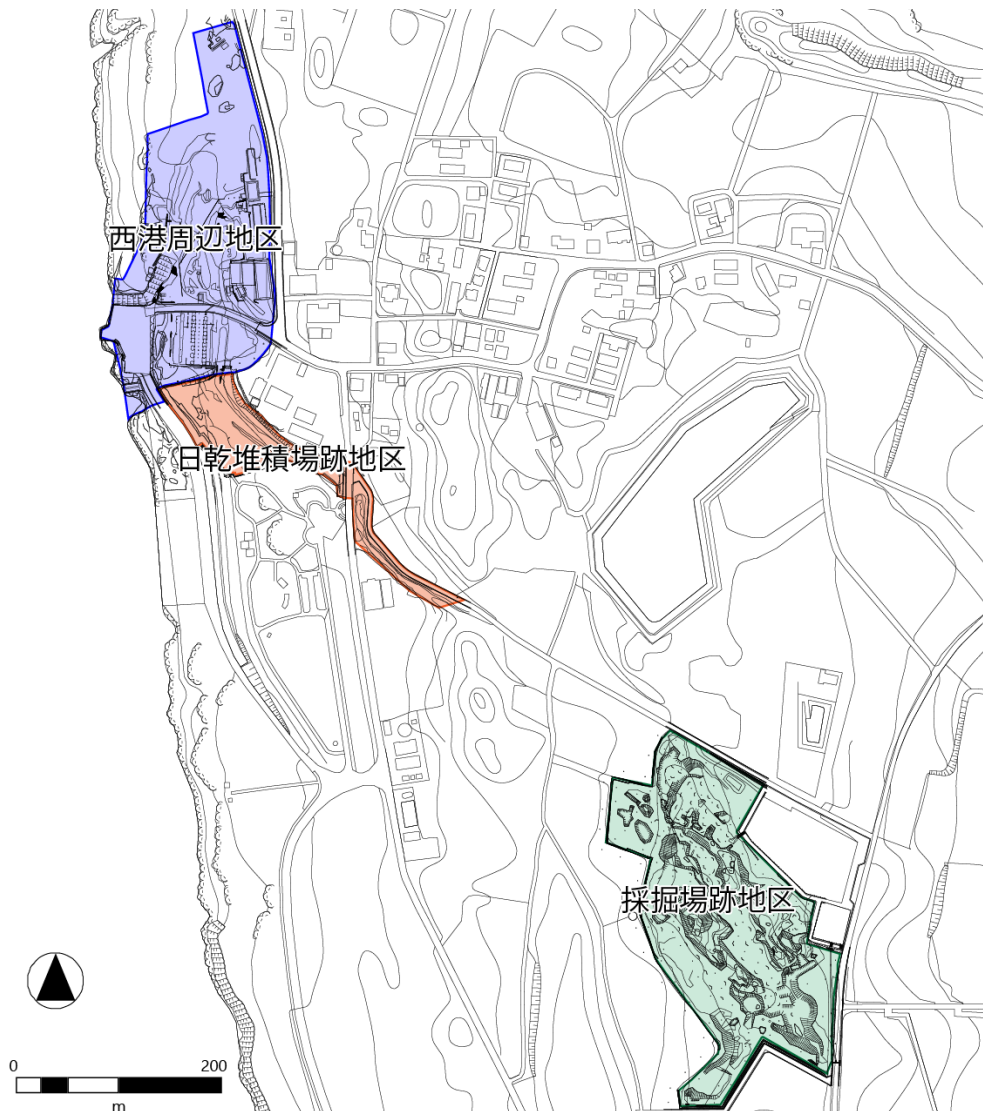
1-1. 諸要素の方向性

諸要素の分類		個別要素	保存の方向性
指 定 範 囲	史跡の本質 的価値を構 成する諸要 素	【採掘】 採掘場跡及びトロッコトンネル跡	北大東島燐鉱山遺跡の本質 的価値を示す物証となるも ので、厳密な保存措置を実施 する。
		【運搬】 日乾堆積場跡燐鉱露頭（スクレーパー通路跡） 及びトロッコ軌道跡	
		【生産】 ドライヤー建屋跡、火力乾燥場跡、水タンク 跡（水取場跡）、第4倉庫跡、第7倉庫跡、電 柱支柱跡、石積擁壁、火薬庫跡	
		【貯蔵・積出】 燐鉱石貯蔵庫跡、積荷棧橋跡	
		【港湾】 西港荷揚げ場跡、西港船揚げ場跡、巻き上げ 機設置場跡、舢倉庫跡	
そ の 他 の 要 素	【糖業時代の施設】 糖蜜タンク、バラ積み倉庫（2棟）、蔵入場、 計量場（カンカン場）、巻き上げ機	史跡の本質的価値との関連 性・連続性を踏まえ、文化的 景観の要素を加味し、保存・ 活用を図る。	
	【自然的要素】 海岸地形、採掘場跡内の植生		
	【公共施設】 県道、港湾道路、字港共同貯水タンク	史跡の保存及び活用整備に 応じ必要な措置を講じる。	
	【サイン】 燐鉱石貯蔵庫跡の解説板	案内及び解説サインの充実 又は更新を図る。	
周 辺 環 境	【景観阻害要因】 ドライヤー建屋跡周辺の廃車及び廃材、県道 沿いの便所（老朽化）、採掘場跡内の投廃棄物	史跡の本質的価値及び景観 を阻害する要因は移動・撤去 する。	
	自然的要素 海岸地形、海岸段丘、外側岩稜、環状丘陵地、 内側岩稜（黄金山）	史跡の本質的価値との関連 性・連続性を踏まえ、文化的 景観の要素を加味し、保存・ 活用を図る。	
人工的要素 燐鉱山に由来する遺構群、港集落（旧社宅街）、 玉置半右衛門の碑、金刀比羅宮、西港公園（下 坂村跡）、農地（採掘場跡、大正村跡）			

1-2. 地区別保存の方向性

近年、燐鉱石貯蔵庫の石積みの崩壊が進行しているため、史跡全体の整備に先立って、燐鉱石貯蔵庫の緊急的な保存措置を実施する。史跡全体は次の3地区に分けて保存する。

地区名	保存の方向性
採掘場跡地区	採掘場跡地の地形及びトロコトンネル跡を保存又は補強し、被覆樹木は遺構への影響を考慮し適切に管理・保全する。また、景観阻害要因又は遺構保存に影響を及ぼす物件（投廃棄物）は、適切に除去する。
日乾堆積場跡地区	日乾堆積場跡が崩壊しないよう地形を保存又は補強措置を施す。また、隣接する農道はトロコ軌道跡の線形を示していることから、往時の道路線形を維持する。
西港周辺地区	遺構群について、劣化状況を確認し、材料・構法に応じた適切な保存措置を講じ、史跡の本質的価値を顕在化するため、一部の施設で復元を検討する。また、景観阻害要因のなる物件は、適切に除去する。



第2節 保存の方法

2-1. 各地区の保存方法

採掘場跡地区

■全体の保存方法

- 原則として、土地の形状の変更を認めない。
- 詳細な測量・調査実施を段階的に行い、地形、地質等が把握できたところから保存整備を実施する。
- 植生を含む生物調査を実施し、現在の生態系を把握する。
- 活用を図る箇所は、往時の採掘現場を偲ばせるよう、遺構の保存に影響を与えない範囲で樹木を除去する。
- 周辺から雨水の浸入やそれに伴うゴミの流入の状況を調査し、雨水の浸入を防止・軽減する。
- 採掘場跡内の投廃棄物は徹底的に除去する。
- 採掘場跡地区を次の3つのエリアに分けて、保存措置を講じる。

エリア名	対象
北側エリア	北側トロッコトンネル周辺
南側エリア	採掘場内部のその他の部分
外周エリア	採掘場の外周部分

■各エリアの保存方法

北側エリア

- 管理のためのアクセス通路を整備し、持続的な防草措置を実施する。
- トロッコが通行したトンネルについて、劣化状況を確認し、剥落防止等の必要な保存措置を実施する。
- 残存するトロッコレールの劣化状況を調査し、現地で保存措置を講じることが困難であれば、記録を残して、撤去・保管する。

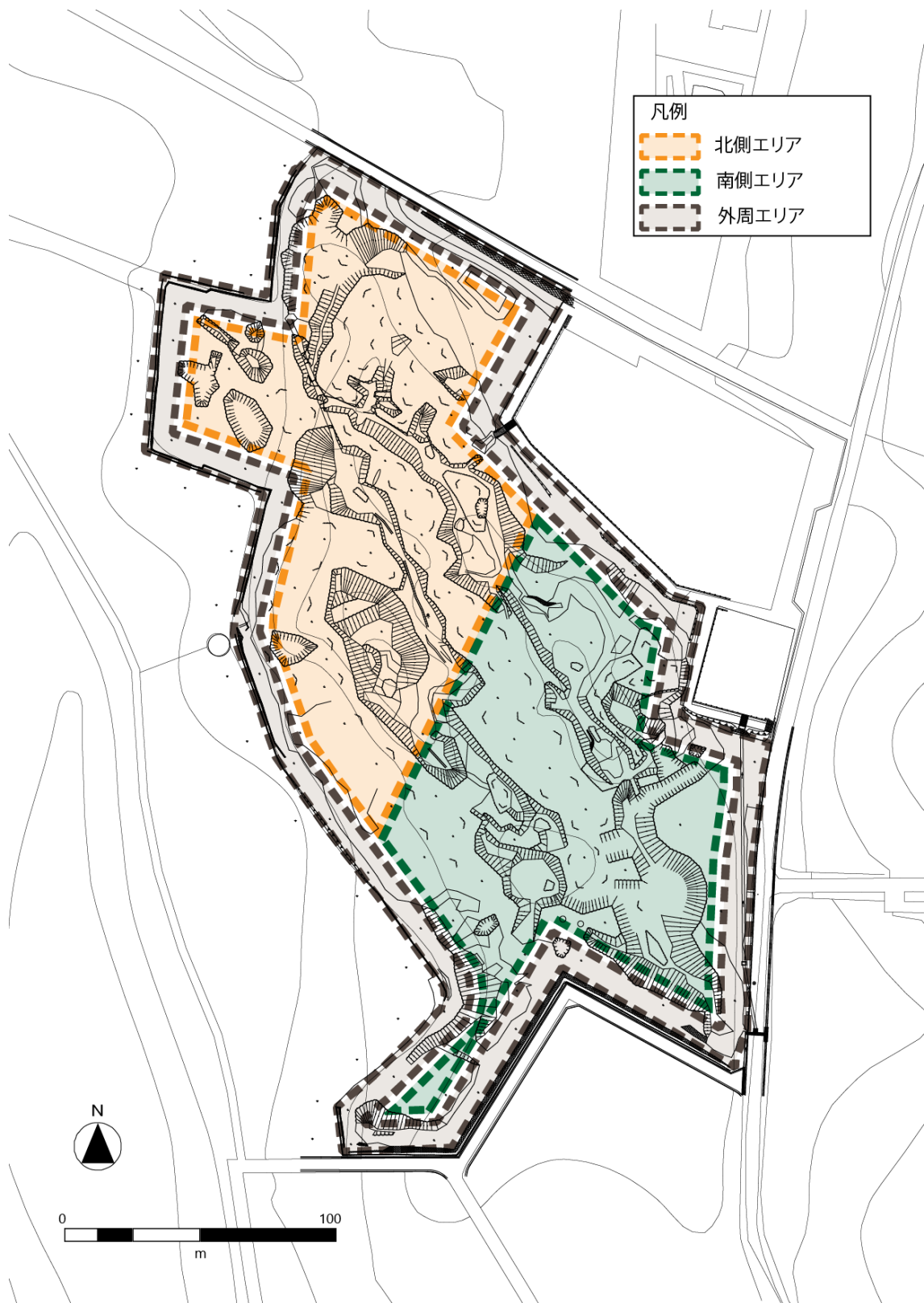
南側エリア

- 起伏に富んだ地形の調査を実施し、管理のための経路を確保する。
- 地形、植生の調査を順次実施し、保存管理のための課題を把握する。

外周エリア

- 雨水の浸入調査を実施し、外周に排水施設や雨水等の浸入防止装置を設置する。

— 採掘場跡地区エリア区分図 —



日乾堆積場跡地区

■全体の保存方法

- 原則として土地の形状の変更を認めない。
- 地形及び地質調査を実施し、特に保存活用すべき箇所を特定する。
- 土砂崩落の恐れがある箇所を特定し、必要な措置を講じる。
- 日乾堆積場跡地区を次の2つのエリアに分けて、保存措置を講じる。

エリア名	対象
日乾堆積場エリア	日乾堆積場跡
トロッコ軌道エリア	トロッコ軌道跡

■各エリアの保存方法

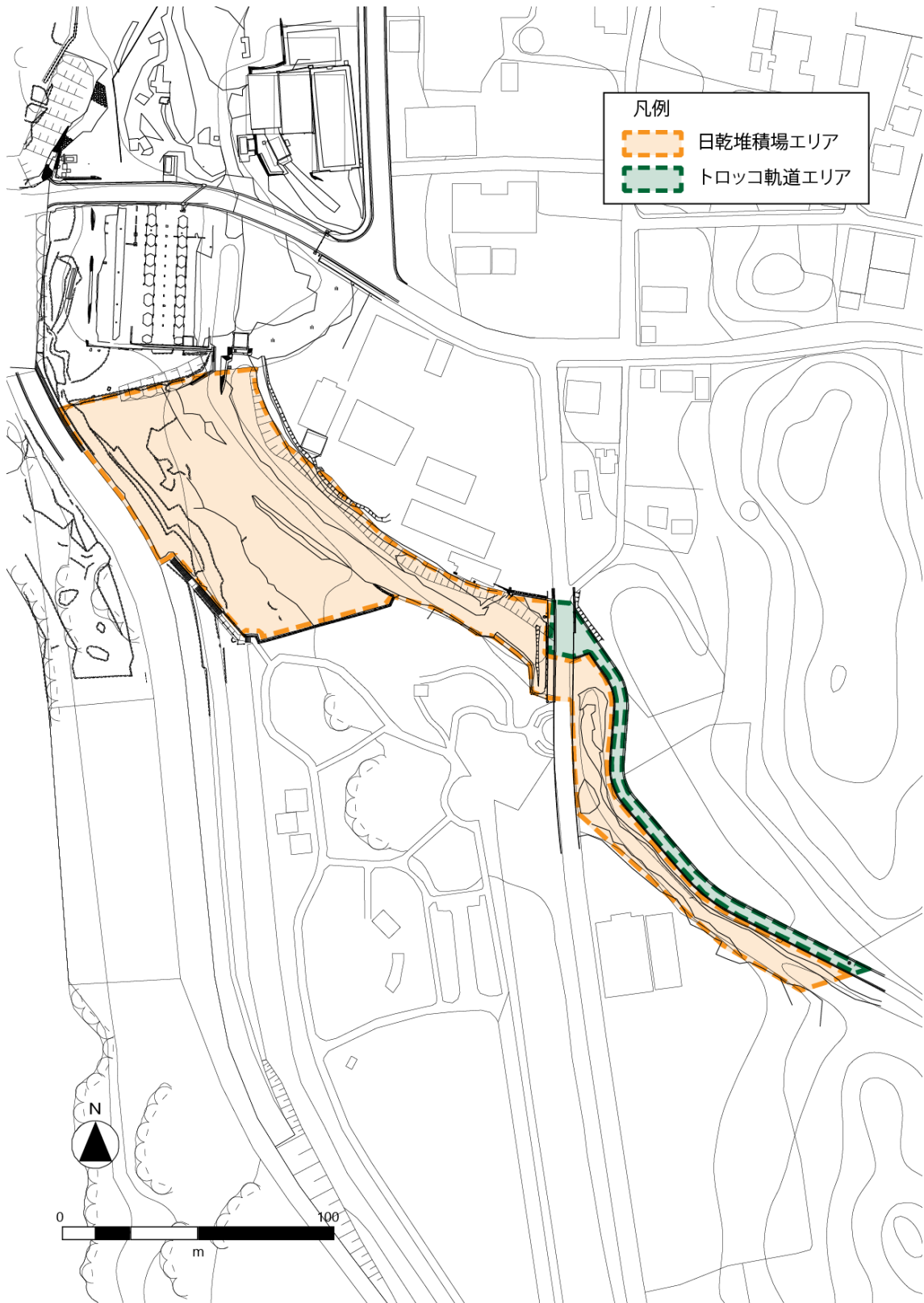
日乾堆積場エリア

- 露頭の地形及び地質状況を確認し、特別な管理が必要な箇所の有無を把握する。
- 調査、管理が容易となるように定期的な除草を実施する。
- 特に保存活用すべき箇所について持続的な防草措置を実施する。

トロッコ軌道エリア

- 原則として、道路線形の変更を禁止する。
- トロッコ軌道跡を示す遺構表現を行い、本質的価値を顕在化する。
- 沿道部の植生は、周辺の農地に配慮した上で定期的な除草を実施する。

—日乾堆積場跡地区エリア区分図—



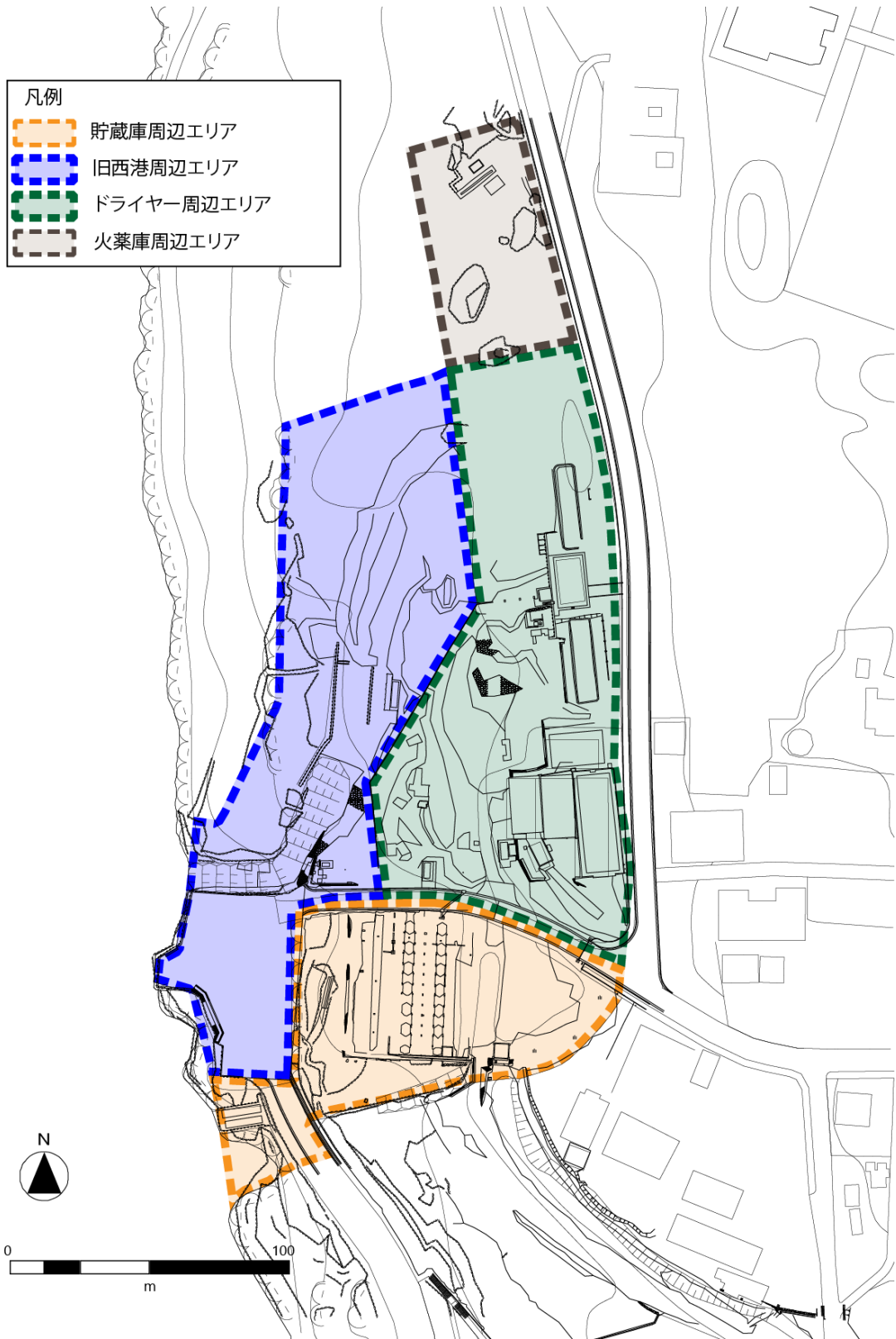
西港周辺地区

■全体の保存方法

- 現存する遺構については、健全度調査を行い、現状を維持するための必要な保存措置を実施する。
- 崩壊した散在遺物については、位置、形状を記録した上で移動保存する等、必要な措置を執る。
- 無関係な廃棄物は、散在遺物と仕分けした後、撤去又は史跡外へ移動する。
- 使用されている建材、構法について、産地、施行時期、材料、施工技術等を調査し、保存や復元等のために必要な情報を把握する。
- かつての波止め（防波壁）を復元し、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、高波による遺構への影響を軽減させる。
- 西港周辺地区を次の4つのエリアに分けて、保存措置を講じる。

エリア名	対象
貯蔵庫周辺エリア	燐鉱石貯蔵庫跡 積荷棧橋跡
旧西港周辺エリア	旧西港荷揚げ場跡 船揚げ場跡 舢倉庫跡 巻き上げ機設置場跡
ドライヤー周辺エリア	ドライヤー跡 第4倉庫跡 第7倉庫跡 水タンク跡（水取場跡） 火力乾燥場柱跡 電柱支柱跡 石積擁壁
火薬庫周辺エリア	火薬庫跡

—西港周辺地区エリア区分図—



■各エリアの保存方法

貯蔵庫周辺エリア

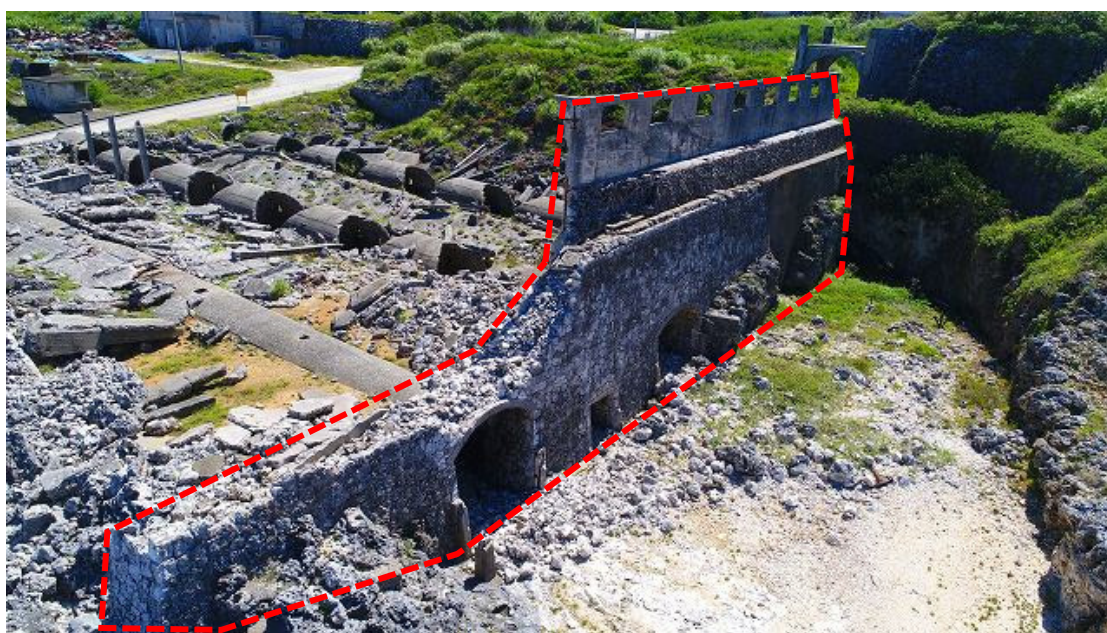
A) 燐鉱石貯蔵庫跡

① 緊急的な保存措置

恒久的な整備計画を策定するまでの緊急的な最低限の保存措置として、次の措置を村単費により平成 29（2017）年度に調査及び設計、平成 30（2018）年度に実施した。

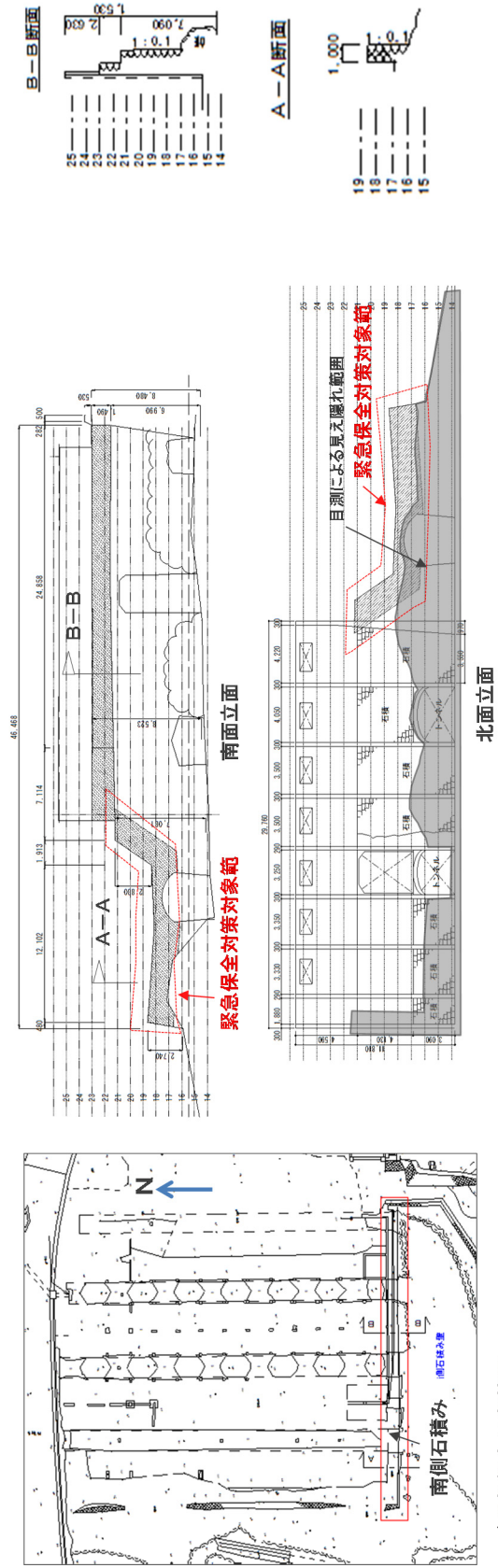
ア 緊急的な保存措置のための石積み調査

緊急的な保存措置に向け、対象箇所の状態調査を実施した。調査対象は近年石積みの倒壊が進む南側石積み壁とし、緊急的な保存措置の方策を検討する。



調査箇所（平成 30 年台風 24 号被災前）

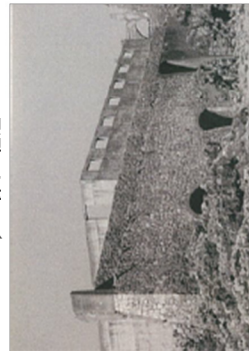
調査概略図



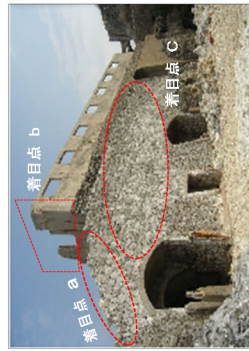
時系列での変状の推移及び緊急保全対象範囲

記録写真の時系列での比較から変状の部位と進行過程を把握し、今後の変状の予測から緊急保存対策対象箇所を選定する。

↑ 時間の経過



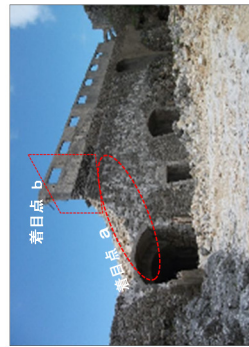
戦後初期の写真
出典：北大東村文化調査報告書 第1集 2016年



2005年11月撮影

時系列での変状の進行状況

- 着目点a: 積み石上部が崩落
- 着目点b: RC壁とRC直行壁の一部のみ残存
- 着目点c: RC直行壁が崩落



2013年7月撮影

- 着目点a: 積み石上部の崩落がさらに進行
- 着目点b: RC直行壁が崩落
- 着目点c: 変状無し



2016年9月撮影

- 着目点a: 積み石上部の崩落がさらに進行
- 着目点b: 変状無し
- 着目点c: 変状無し



2017年5月撮影

- 着目点a: 積み石上部の崩落がさらに進行
- 着目点b: 変状無し
- 着目点c: 変状無し

○変状に関する所見と考察及び緊急保全対象箇所の絞り込み

戦後初期の写真を原形とすると2005年までに着目点a、bで著しく変状が起こり、着目点cは特段の変状が認められない。2005年以降の変状の推移から所見を延べ、考察する。

所見： 着目点a：各撮影年代で変状の進行が顕著で、欄間では時間の経過（＝台風襲来の回数）と共に変状が進行している。

着目点b：2013年までに直行RC壁が崩落。石積み上部のRC壁は、2013年以降で特段の変状は認められない。

着目点c：戦後初期から現在まで特段の変状は認められない。尚、発生年は不詳だが壁面一部にはみ出しが認められる。

考察： 現存のRC壁（石積み壁上部）は2013年以降、又石積み壁の壁面は戦後初期以降、特段の変状が認められないことから、今後、少なくとも数年は現状が維持されると考える。

着目点aは、目地モルタルの劣化等で積み石間の接着性能が低下し空積み同等で、今後台風時の風雨で最上段の積み石が崩落を繰り返すと予想される。

緊急保全対策対象範囲： 着目点aの石積み上部を対象とする。

緊急保存措置箇所の特徴(保存措置工法選定上の課題)

対象石積み壁の特徴及び保存工法選定上の課題

石積み壁遠景写真 写真1



- ① 石積み壁は、全般的にはほぼ健全性を維持しているが、最上段の積み石のみが台風等の影響により崩落を繰り返している。
- ② 全景写真にみるように急勾配部分は常に自重作用下にあり、さらに崩落し易い。
- ③ 最上部には当初積み状態から分離した石があり、容易に崩落する状態にある。
- ④ 目地にはモルタルが使用されているが、貧配合のため劣化し接着効果は期待できない。
- ⑤ 中込石にはモルタルが使用されていない。
- ⑥ 壁の両側の石は、それほど大径ではなく、安定性は高くない。

緊急保存措置対象の石積み壁 写真2



目地モルタル写真 写真3



第1-3倉庫遺構の石積み壁の目地モルタル使用事例

写真4



写真4の拡大 ○囲みがモルタル 写真



写真6



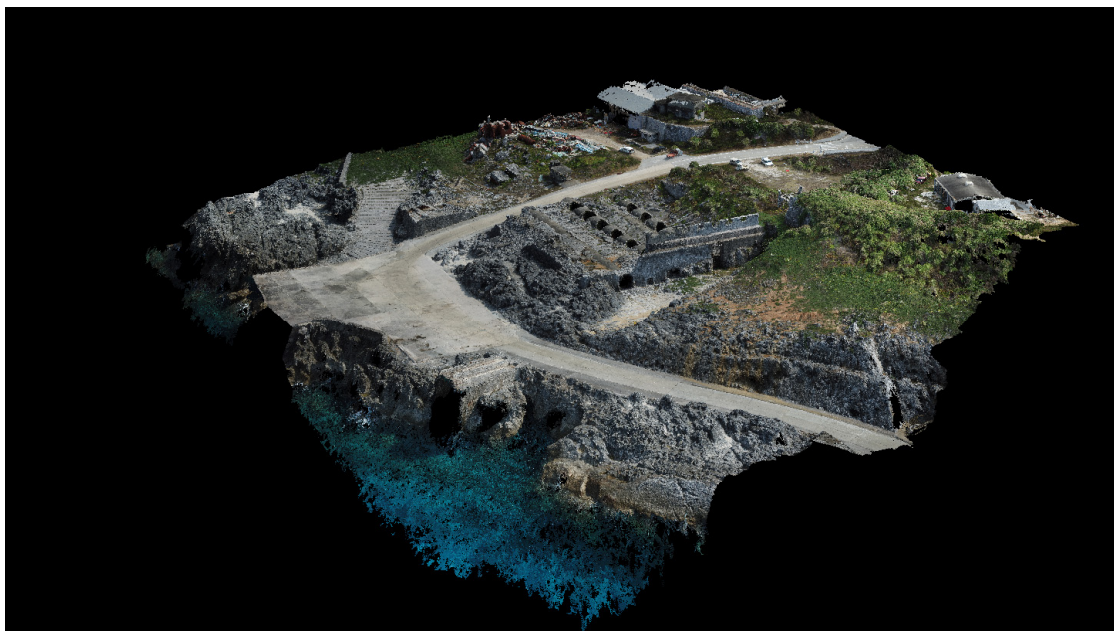
写真6の拡大 ○囲みがモルタル 写真



イ 3D 測量（レーザー測量）

緊急的な保存措置に向け、詳細な現況を把握するために、先行して 3D 測量（レーザー測量）を実施し、対象物の位置や形状、向き、傾き、高さ等を点群で記録した。

断面や角度を変えながら構造を確認することができるため、今後の保存及び復元整備、展示等への活用が期待される。



3D 測量図（レーザー測量図）

ウ 実施済み緊急保存措置

燐鉱石貯蔵庫跡については、毎年襲来する台風等の環境圧にさらされ崩壊が進んでいることから、本格的な整備事業が実施されるまでの間、これ以上損壊が進まないよう、緊急的な保存措置を講じる必要があった。

緊急的な保存措置は、南側の石積上部の落石防止のための天端補強、東側斜面からの雨水流入及び土砂崩落防止のための保護措置を 2018 年度において先行的に実施した。

石積天端補強工（台風 24 号被害における応急対策工事）

当初、コンクリートによる天端補強工予定していたが、平成 30（2018）年 9 月 29 日に襲来した台風 24 号の影響により、貯蔵庫南側の石積みが崩壊したため、予定工事が不可能となった。2019 年度の災害復旧工事に着手するまでの期間、応急対策として、土のうを用い、裏込め材の流出防止及び石積の安定を図るための天端補強工を実施した。



土砂崩壊対策工事

東側斜面の暫定的な崩落防止対策として保護シートの敷設し、雨水の東側斜面への流入を防止する土のうを設置した。

斜面に点在する崩落したコンクリート塊、石材については、保護シートの破断を防ぐため記録を取ったうえで取り除き、取り除くことが困難な場合にはラバーマットを被せ、その上から保護シートを設置。保護シートの繋ぎ目より雨水が流入しないように50cm程度重ねて敷設する。保護シートの上には、風であおられないよう、土のうを設置した。

東側斜面上部には、隣接地から燐鉱石貯蔵庫跡へ雨水が流入しないよう土のう（2段積）を設置し、既存の道路側溝まで導き処理を行った。



②緊急に講じる必要がある恒久的な保存措置

保存の緊急性が高い燐鉱石貯蔵庫跡については、先行的に現状保存や一部復元等のための以下の保存整備を実施する。

整備内容	現状保存の方法
RC壁の保存整備（補強整備）	<ul style="list-style-type: none">● 塩害、老朽化等に対し必要な補強措置● 壁体は適切に保存
南側石積復元整備	<ul style="list-style-type: none">● 塩害、老朽化に対し必要な補強措置● 石積手法の分析● 原則、在来工法²⁾を用いて復元● 安全性を高める必要がある箇所は、必要に応じ、現代工法を検討
排水対策	<ul style="list-style-type: none">● 県道より流入する既存排水路を廃止（水路の切り回し）
散在遺物等の整理	<ul style="list-style-type: none">● 内部及び外部に散在する遺構等を記録● 遺物以外の投棄又は廃棄物は全て撤去● 散在遺物の整理、一部を展示保存
北側土砂崩壊対策 （緊急保存措置の更新）	<ul style="list-style-type: none">● 保護シート及び土のうの更新（景観に配慮）
トンネル保存・補強	<ul style="list-style-type: none">● 塩害、老朽化等に対し必要な補強措置● 倒壊防止のための補強措置
見学動線における安全対策	<ul style="list-style-type: none">● 必要に応じ安全対策及び補強措置● バリアフリー対策
案内・解説板整備	<ul style="list-style-type: none">● 既存資料や遺構調査に基づく案内及び解説板の整備

²⁾ 在来工法：遺跡の枢要の時代の範囲内で使われていた工法

③中長期的に実施する保存措置

- 「②緊急に講じる必要がある恒久的な保存措置」を早期に講じる。
- 西側石積は、必要な保存措置を講じ、在来工法で石積を復元する。
- 道路整備により滅失した北側石積については、道路幅員を減じ、石積み調査により実態を把握する。露出した石積は、必要な保存措置を講じ、在来工法で石積を復元する。
- 東側高台のコンクリート建造物（4柱建造物）は、建造物の詳細測量及び健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 崩壊した石積み、コンクリート壁・柱等の散在遺物について、位置・形状を記録して移動保存する等必要な措置を執る。
- トロッコレール跡について、健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 積荷棧橋跡までの連続性を顕在化するため、トロッコレールの復元又は表現整備を実施する。

B)積荷棧橋跡

- コンクリートの健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 燐鉱石運搬の最終工程としての積み出し（連続性）を顕在化するため、軌道跡には必要な保存措置を実施する。

旧西港周辺エリア

C)旧西港荷揚げ場跡

- コンクリートの健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。

D)船揚げ場跡

- コンクリートの健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 往時の荷役の風景を顕在化するため、舢舨の上げ下ろしが可能となるよう、滅失した枕木を復元する。

E)舢舨倉庫跡

- 石積みの詳細調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- コンクリート基礎、柱の健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。

F)巻き上げ機設置場跡

- 石積擁壁の健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 巻き上げ機について記録し、展示物として移設・保存する。

ドライヤー周辺エリア

G)ドライヤー建屋跡

- 転倒、崩壊の危険性の高い箇所を特定し、必要な保存措置する。
- 崩壊した遺構に混在する廃棄物の撤去。大規模な遺物は現地保存を基本とする。
- 隣接する老朽化した公共野外便所は、利用者もなく、史跡内の景観阻害要因となっているため、ドライヤー建屋跡の散在遺物に注意しながら撤去する。

H)第4倉庫跡

- 公有化に向け、所有者に働きかける。
- 外壁石積みの詳細調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 遺構保存のために屋根を復元する。

I)第7倉庫跡

- 転倒、崩壊の危険性の高い箇所を特定し、必要な保存措置を実施する。
- 酒造所跡と考えられる部分については、機能、設備、工程等の詳細調査を実施する。
- 展示施設としての活用・整備を目指し、環境圧に耐える構造で復元又は補強する。

J)水タンク跡(取水場跡)

- 健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 屋根を架構する等、転落や不法廃棄の防止措置を実施する。

K)火力乾燥場柱跡

- 健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。

L)電柱支柱跡

- 健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。

M)石積擁壁

- 石積擁壁の詳細調査及び健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。

火薬庫周辺エリア

N)火薬庫跡

- 健全度調査を行い、必要な保存措置を実施する。
- 調査、管理のためのアクセス通路を整備し、持続的な防草措置を実施する。

2-2. 現状変更等の取扱方針

文化財保護法第 125 条の規定により、国指定の史跡において、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行おうとする際は、文化庁長官の許可を受けなければならない。文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容は下表のとおりである。

また、現状変更等にあたっては、史跡の本質的価値等を十分に踏まえたうえで検討、実施しなければならない。事業主体者は、事前に北大東村教育委員会に相談し、必要に応じて文化庁、沖縄県と協議を行うこととする。

■現状変更等の内容と許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為	許可権限を有するもの	現状変更等の取扱規準
(1)文化財保護法第 125 条 ● 下記の(2)及び(3)以外の行為で、史跡等の保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官	2-4. 現状変更等の取扱規準参照
(2) 文化財保護法施行令第 5 条第 4 項 ● 小規模建築物で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ● 小規模建築物の新築、増築又は改築であって、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの ● 工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る） ● 法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ● 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ● 建築物等の除却 ● 木竹の伐採（危険防止のため必要な伐採に限る） ● 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	沖縄県教育委員会	—
(3)文化財保護法 第 125 条の但し書き ● 維持の措置 ● 非常災害のために必要な措置 ● 保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの	許可不用	2-4. 現状変更等の取扱規準参照

2-3. 現状変更等の取扱規準

(1)現状変更等を認めない行為

史跡指定範囲において行う下記の行為は現状変更を認めない。また、下記の行為が実施された場合、原状回復を行う。

- 史跡の滅失、き損又は衰亡の恐れがある行為
- 史跡の本質的価値、景観又は眺望を著しく減じると認める行為
- 史跡の調査研究・保存・管理・適正な活用に資するもの以外の行為

(2)文化庁長官による現状変更等の許可が必要となる行為

■現状変更等の取扱規準

保存に影響を及ぼす行為	採掘場跡地区	日乾堆積場跡地区	西港地区
散在遺物の移動・撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・遺構の保存や復元、公開活用を目的とした散在遺物の移動は、詳細な現状記録したものについて認める。 		
地形の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・採掘現場の保存や復元、公開活用を目的とした土砂の撤去は、方法等について十分に検討したものについて認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・遺構の保存や復元、公開活用を目的とした変更は、方法等について十分に検討したものについて認める。 	
木竹の伐採・抜根等	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構保存に寄与する樹木の伐採・抜根等は、原則として認めない。 		
建築物・工作部の新築、増築、改築、移転又は除去	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・除去は、遺構への影響がないことを確認したものについて認める。
道路の新設、移転等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の新設、移転、拡幅、土地の形状変更を伴う改修は、原則として認めない。 ・遺構の保存や復元、公開活用を目的とした変更は、方法等について十分に検討したものについて認める。 	

保存に影響を及ぼす行為	共 通
住民生活・防災上必要な施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・住民生活及び人命・財産の安全にかかわる施設の設置・改修、史跡指定地以外での設置では意義を失う施設については、遺構、景観及び眺望に与える影響を十分に検討し軽減するものについて認める。
調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の全貌を明らかにするための調査や遺構の保存状況の把握に係る調査等の実施は、明確な目的及び適切な範囲において行うものについて認める。
保存管理のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学術調査の成果を踏まえた遺構の復元や復旧、保存管理のための必要な施設・設備の設置等は、方法等について十分に検討したものについて認める。
公開活用のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・復元構造物、遺構表示、解説ツール、園路、安全対策施設等といった、公開活用のために必要な施設・設備の新設については、設置の目的及び必要性を明確にし、設置場所や遺構、景観及び眺望に与える影響、設置後の維持管理、方法等を十分に検討したものについて認める。
屋外における物件の集積及び貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。
仮設物の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として認めない。 ・遺構の保護の目的で一時的に設置するものに限り認める。

(3)現状変更等の許可を必要としない行為

現状変更等の許可を必要としない行為を以下に定める。

維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を指定当時の現状に復するとき ● 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき ● 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき
非常災害等のために必要な応急的措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予測される窮迫の事態において執られる応急措置 ● 事故等により緊急的対応が必要な場合に取りられる現状に復する行為
保存に及ぼす影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路、工作物等行為の対象の形状、色彩等の現状を変えない行為で、かつ次のいずれかに該当する行為 <ol style="list-style-type: none"> ① 舗装の維持修復工事（ただし、路盤（碎石）、擁壁等の基礎そのものを改築する行為を除く） ② 水路及び地下に埋設された管路にあつては、その内空で行われる維持管理行為 ③ 未整備の水路の維持補修工事ただし、土地の形状の変更を伴うものを除く ④ 上記の他、道路管理者・交通管理者等が地上及び舗装において実施する道路付帯施設の補修等の通常の維持管理 ● 植生の維持管理行為（選定、枝払い、下草刈り、病虫害の防除措置等の維持管理行為等で土地の形状を伴わないもの）

2-4. 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存管理

史指定地外の周辺環境を構成する諸要素における保存管理について整理する。

(1) 北大東村景観計画における行為規制（景観形成基準）

北大東村景観計画において、良好な景観形成を図るため、北大東島全域を対象に行為制限（景観形成基準）を以下の内容を定めている。

<届出対象行為>

建築物及び工作物の届出行為（景観法 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

対象行為	規模
1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・軒高が 7 メートルを超えるもの又は地階を除く階数が 3 階以上のもの ・建築面積が 150 平方メートルを超えるもの ・上記に該当するもので、外観の変更の範囲が 10 平方メートルを超えるもの
2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
①擁壁、垣（生垣を除く）、さく、掘その他これらに類するもの	・高さが 2 メートルを超えるもの
②彫刻、記念碑その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 10 メートルを超えるもの ・築造面積が 150 平方メートルを超えるもの ・外壁の変更の範囲が 10 平方メートルを超えるもの
③煙突、排気塔その他これらに類するもの	
④鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの（②を除く）	
⑤電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
⑥高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
⑦観覧車、飛行等、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	
⑨自動車車庫の用に供する立体的な施設	
⑩石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
⑪汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類するもの	
⑫電気供給用若しくは有線電気通信のための電線	・高さが 20 メートル（電線路又は

路又は空中線その他これらに類するもの	空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さが20メートルを超えるもの
--------------------	---------------------------------------------------

開発行為の届出対象行為（都市計画法 29 条第 2 項）

対象行為	規模
都市計画法 29 条第 2 項に準ずる開発行為	・土地面積が <u>1,000 平方メートル</u> を超えるもの

建築物、工作物以外の届出行為（景観法 16 条第 1 項第 4 号）

対象行為	規模
①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	・面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの
②木竹の植栽又は伐採	・面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの
③屋外における物件の集積又は貯蔵	・集積又は貯蔵の高さが 5 メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が <u>300 平方メートル</u> を超えるもの

※但し、本計画で有害植物としているギンネムの伐採については該当しない。

<景観形成基準>

建築物及び工作物に関する基準

項目	景観形成基準
1. 高さ、位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の高さは 10 メートルを超えないこと。但し、機能上やむを得ない場合は周辺の景観と調和し威圧感を与えないこと。 ・敷地内やその周辺に琉球松やビロウ等の木がある場合は建造物の高さが木の高さを超えないよう努めること。 ・周辺と調和し圧迫感を与えないような配置や壁面の大きさに配慮すること。 ・敷地内の既存樹木を活かすとともに、植栽等ゆとり空間の確保に努めること。 ・主要な眺望場となる建造物については、周辺景観に配慮した高さとする。 ・幕内の主要な視点場から見たとき、建築物の高さが^{ながまぐ}長幕等斜面緑地の稜線を超えないこと。 ・幕外に建築物を建てる際は、幕内から見えない高さとする。但し、ファームポンド等機能上やむを得ない場合は景観に配慮すること。
2. 意匠、形態	<ul style="list-style-type: none"> ・八丈島や沖縄の建築文化を継承し、北大東村らしい意匠や形態とすること。 ・統一のとれた景観形成を図るため、北大東の素材を多く活用した意匠や形

	<p>態とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した意匠や形態に努めること。 ・主要な眺望点となる建造物については、周辺の景観を損なわない意匠や形態に努めること。
3. 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、高彩度や低明度は避けること。 ・島の自然の色や、島から取れる素材の色を基調とし、島全体が統一のとれた色彩とすること。 ・アクセントカラーを使用する際は、使用面積を目付面積の5%以内とすること。
4. 素材	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の素材を活用し、島の統一ある景観形成に努めること。 ・外壁の仕上げ材や塀等に、耐久性に優れ時間の経過とともに趣のある色合いになるドロマイトを積極的に活用すること。
5. 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・集落においては、周辺と調和のとれた敷地内緑化を促し憩いの空間の創出に努めること。 ・塀を設ける場合は、生け垣や地元の素材を用いた石垣とすること。 ・ブロック塀を設ける場合、高さは1メートル以下を原則とし植栽との組み合わせによる緑化を行うこと。また、1メートルを超える箇所は花ブロック等を用いる等圧迫感を与えないこと。 ・島の厳しい環境から住宅を守る屋敷林の育成に努めるとともに、周辺の景観に配慮し、道路に面して適正管理を行うこと。 ・農地等を囲む石積の大擁壁については、計画的な植栽により良好な景観の維持に努めること。 ・屋敷林や農地を仕切る防風防潮林は、田園風景にアクセントを与える景観木（花の咲く木）としてだけでなく、生産木（果実等がなる木）等を積極的に活用すること。このとき、幕内と幕外の環境に配慮した植栽、四季折々の花の咲く植栽を選定すること。 ・村内の主な道路については、住民の協力の下、幕内と幕外の環境に配慮した四季折々の花の咲く植栽に努めること。 ・自給自足に向けた新たな農作物等の生産にあたっては、既存の田園風景を阻害しないよう調和のとれた景観形成を行うこと。
6. 屋外設備、サイン等	<ul style="list-style-type: none"> ・電波塔等の立地は周辺の景観に配慮した位置・規模・色彩とし目立たないようにすること。 ・のぼりやネオン等は地域の景観に配慮した節度あるサインとすること。

開発行為に関する基準

項目	景観形成基準
1. 擁壁、のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴ある地形を活かすよう工夫し、擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう地形の分節化を図ること。 ・のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。
2. 樹木の保全、緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な樹木がある場合は保全に努めること。 ・地域の植生にあった緑化を図り調和を保つこと。

建築物、工作物以外の基準

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

項目	景観形成基準
1. 遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取及び鉱物の採掘を行っている土地については、道路や主要な視点場から目立たないよう植栽や修景された塀で遮へいすること。
2. 事後の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁やのり面はできるだけ小さくなるよう、地形の分節化に努めること。 ・のり面は緑化し、擁壁は地元の素材を活用し周辺と調和するよう努めること。 ・採掘後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化により修景すること。

木竹の植栽又は伐採

項目	景観形成基準
1. 伐採の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・その樹木が持つ環境保全上、歴史資産上、景観上及び植生としての重要性に配慮し必要最小限の伐採を行うよう努めること。 ・上記の理由で特に優れた樹木がある場合は保存又は移転により、修景等に活用するよう努めること。
2. 伐採後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は速やかに緑地の機能回復に努めること。

屋外における物件の集積又は貯蔵に関する基準

項目	景観形成基準
1. 位置又は集積・貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における物件の集積又は貯蔵は、道路や公園等の公共の場からできるだけ離れ、また主要な視点場から目立たない位置とすること。 ・物件を積み上げる場合は、できるだけ低くするとともに整然と整理すること。
2. 遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や公園等の公共の場から見えないよう、植栽や石積み等による遮へいを行うこと。

(2) 文化的景観を形成する重要な構成要素の現状変更等の取扱基準

「北大東島の燐鉱山由来の文化的景観」を形成する重要な構成要素について、現行の法規制や北大東村景観計画によって概ねの規制が図られている行為の範囲を踏まえ文化庁長官に対する現状変更等の届け出対象行為を定めている。

①届け出対象となるもの

届出の種類	届け出が必要な場合	届出日
滅失・き損 (法第 136 条)	①焼失、流失等により滅失した場合 ②災害等により大きく破損した場合	滅失・き損を知った日から 10 日以内
現状変更等 (法第 139 条)	移転、除去、外観の変更等、重要な構成要素に影響を与える行為	現状変更する日の 30 日前まで

②現状変更等における届け出対象としないもの

届出の種類	現状変更等のうち、届け出を要しない行為
現状変更等 (法第 139 条)	①通常の維持管理（価値に影響を与えない行為） ②非常災害のために必要な応急措置 ③農業及び水産業を営むために通常必要となる行為 ④他法規制により、制限又は届け出を必要とする行為 ⑤公共施設の管理行為全般

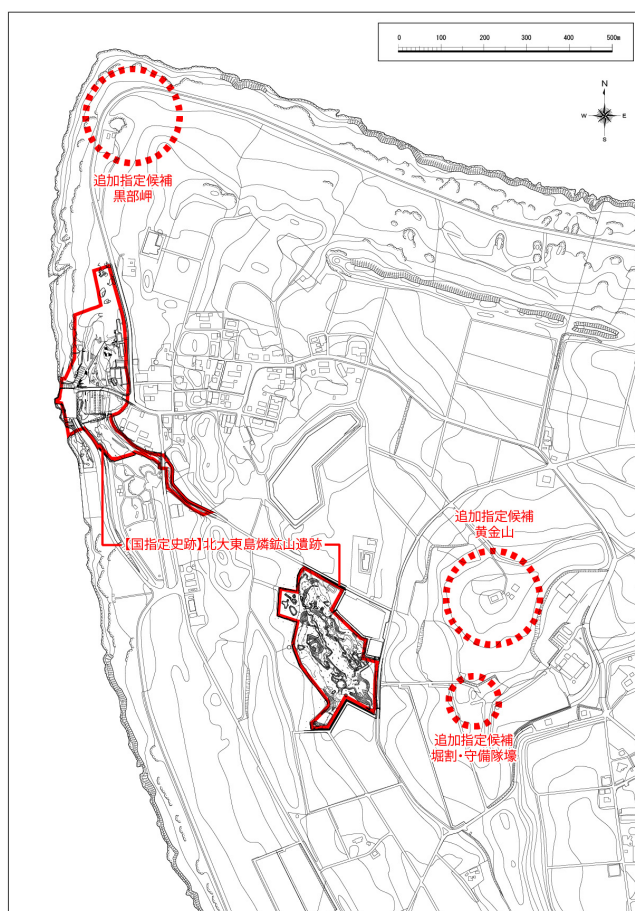
2-5. 公有化について

- 史跡内の私有地については、所有者へ理解を求め、公有化に努める。
- 追加指定の際、遺構等が私有地に存する場合は必要に応じて公有化に努める。

2-6. 追加指定について

- 史跡と一体で保存活用すべきであることが明らかになった場合は、追加指定を検討する。

候補：黒部岬、黄金山、
堀割・守備隊壕



追加指定の候補

第7章 活用

第1節 活用の方向性

- 村民全員が島の歴史と文化に誇りを持ち、史跡や文化的景観の本質的価値を理解し、将来の保存活用の担い手となるよう、ワークショップや景観展、学習機会等を継続的に実施する。
- 建築、土木、歴史、地理、地学等の多様な研究者のフィールドとしての活用を促進するとともに、研究成果を保存及び復元等の整備に活用する。
- 「村民全員が史跡ガイド」となることを目指して、史跡に関する情報発信の充実、学び・考える機会の増大を図る。
- 漁港開港を契機として、発展が期待される海洋レジャーと併せて、史跡見学ツアーを観光の柱と位置づけ、島外への情報発信を積極的に行う一方で、受け入れ態勢の整備を図る。

第2節 活用の方法

2-1. 学校教育における活用の具体的な手法

- 小中学校において、史跡や展示施設を、総合学習や社会（郷土学習、歴史）の学習の中で、地域の歴史、産業の成り立ち、文化財を体験的に学ぶ場として活用するよう働きかけを行う。
- 特に、燐鉱山遺跡を含めた地域の歴史・自然・文化を学ぶための副教材を整備し、カリキュラムの中で位置づけを図り、積極的に活用する。
- 建築、土木、歴史、地理、地学等の多様な分野と関連することから、大学等の研究機関に対して、研究素材として積極的に提供。保存及び復元等の整備にあたっては研究機関と連携を行う。

2-2. 社会教育における活用の具体的な手法

- 燐鉱山の文化財の展示ガイダンス施設として「りんこう交流館」の活用充実を図るとともに、北大東島の歴史・自然・文化を一体的に展示する民俗資料館を「(仮称) うふあがり人と自然のミュージアム」としてリニューアルし、地域の歴史・文化・自然に対する島民の理解を促進する。
- 島民全体に史跡の内容と本質的価値を周知するためのパンフレットを作成・配布。
- 地域の歴史・自然・文化については、リニューアルした「北大東村誌」及び「うふあがりじま入門（服部敦）」を活用する。
- 燐鉱山遺跡等の文化財の保存活用について学び、考えるワークショップや史跡を巡るウォークラリー等、従来行ってきた取り組みについて継続的に実施する。
- 史跡に自然に親しみ、愛着が増すように、日常の散策やジョギング等の健康づくりで気軽に利用できるように通路や休憩施設の整備を行う。

2-3. 地域における活用の具体的な手法

- 「うふあがり島入門（服部敦）」、沖縄本島での北大東島の景観展の実施等を通じて、県内における北大東島の独自の歴史・自然・文化への関心を高め、史跡見学ツアーに参加する観光客を掘り起こす。
- 漁港開港に伴い発展が期待される海洋レジャーと併せて、「(仮称) うふあがり人と自然のミュージアム」や史跡の体験的な見学を組み込んだツアーを整備する。
- 県内小中学校の修学旅行における分散学習の候補先の一つとして、史跡見学を始めた体験学習の受け入れ体制を整備する。
- 重要文化的景観に含まれる燐鉱山関連遺構の活用等により、宿泊施設、飲食施設の整備を図り、燐鉱山の歴史・自然・文化を体感できる滞在サービスを充実させる。
- 村内でボランティア・ガイドを育成し、登録・派遣する仕組みを構築する。

第8章 整備

第1節 整備の方向性

整備の方向性は、3つの地区に分け、保存整備と活用整備について整理する。

地区名	保存整備の方向性	活用整備の方向性
共通事項	<p>本質的価値を構成する構成要素は厳密に保存する。</p> <p>本質的価値以外の史跡内の物件は、その本質的価値との関連や文化的景観の視点から必要な保存措置を講じる。</p> <p>ただし、景観阻害要因となる物件は、移動撤去する。</p>	<p>史跡指定を示す標識や境界標の整備を行う。</p> <p>回遊のための経路やサイン、活用又は維持管理に必要な施設及び設備の整備を行う。</p>
採掘場跡地区	<p>採掘場跡の地形及びトンネルの保存措置を講じ、一部のエリアで採掘現場の復元（再現）整備を行う。</p> <p>長い期間の中で成長した豊かな植生は、遺構への影響を考慮した上で、必要な保全措置を講じる。</p>	<p>活用に向け、来訪者に応じた複数の見学経路を整備する。</p>
日乾堆積場跡地区	<p>露頭跡及び軌道跡を示す地形、又は道路線形を維持しつつ、必要な保存措置を講じる。</p>	<p>燐鉱石の露頭を常時見学できる箇所を整備するとともに、トロッキ線路をモチーフにした道路表示等を整備する。</p>
西港周辺地区	<p>燐鉱石の一連の生産システムを確認することができる多くの遺構を維持するための保存措置を講じつつ、燐鉱石貯蔵庫跡を復元する。</p>	<p>遺構の内部の見学や、遺構を活用した展示施設の整備を検討する。</p>

第2節 整備の方法

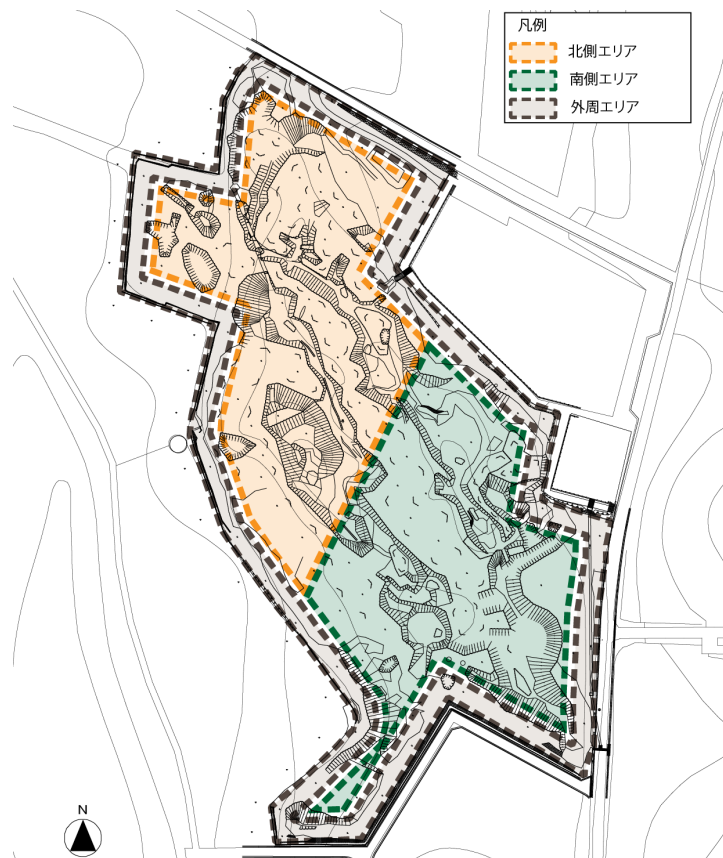
地区毎に保存及び活用に必要な整備方法を短期的整備、中長期的整備に分け整理する。表中の「短期」は短期的整備（概ね5年）、「中長期」は中長期的整備（概ね10年）とする。

採掘場跡地区

[全体の整備方法]

- 現状の地形を維持した上で、階段上の地形、堅坑、トロッコトンネル等を回遊しながら安全に見学できるように経路を整備する。
- 比較的平坦な北側のトロッコトンネル周辺について見学経路を先行的に整備し、起伏の大きい南側については調査を進めつつ、中長期的に整備する。
- 採掘場の外周については、雨水の浸入防止措置を講じつつ、散策路を設け、起伏のある内部の通行が難しい見学者も見学できる展望施設を整備する。
- 景観上、良好な樹木は、遺構への影響を考慮し、適切に保全する。
- 採掘場跡地区を次の3つのエリアに分けて、整備を行う。

エリア名	対象
北側エリア	北側トロッコトンネル周辺
南側エリア	採掘場内部のその他の部分
外周エリア	採掘場の外周部分



[各エリアの整備方法]

北側エリア

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● トロッコトンネルの剥落防止 ● トロッコレールの保存又は撤去・保管 ● アクセス路整備、持続的な防草措置 ● 見学用の経路の整備（通路、塹坑周辺の安全手すり、案内板） 	—

南側エリア

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 調査、管理のための通路の整備見学用の経路の整備（通路、塹坑周辺の安全手すり、案内板） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 見学用経路の整備（通路、塹坑周辺の安全手すり、案内板） ● 木道、橋、階段、梯子、手すり、鎖場等、通行を補助するための設備の整備

外周エリア

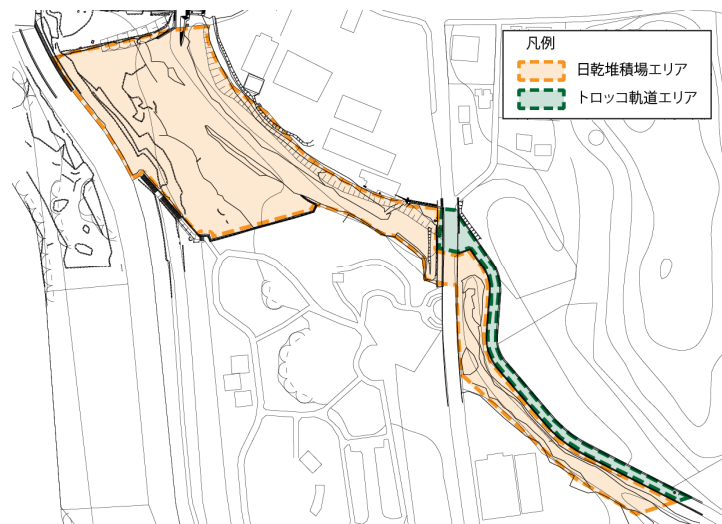
短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水の浸入やゴミの流入を防止する設備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー対策を施した外周散策路及び展望施設の整備

日乾堆積場跡地区

[全体の整備方法]

- 現状の地形を維持した上で、地形及び地質調査の結果等に基づき、特に保存活用すべき箇所を特定し、常時見学可能となるように整備する。
- トロッコ線路跡については、トロッコ線路を想起させ、採掘場地区から西港地区の連続性を意識させる表示を整備する。
- 日乾堆積場跡地区を次の2つのエリアに分けて、整備を行う。

エリア名	対象
日乾堆積場エリア	日乾堆積場跡
トロッコ軌道エリア	トロッコ軌道跡



[各エリアの整備方法]

日乾堆積場エリア

短期 (概ね 5 年)	中長期 (概ね 10 年)
● 説明板等の展示施設の整備	● 見学用通路の整備

トロッコ軌道エリア

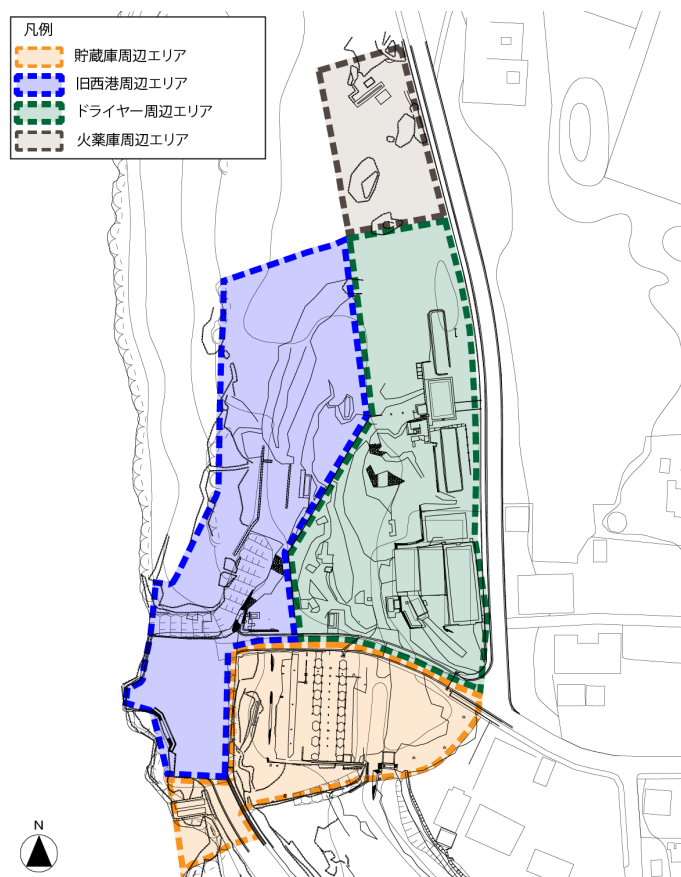
短期 (概ね 5 年)	中長期 (概ね 10 年)
● 採掘場地区から西港地区の連続性を意識できるようにトロッコ線路のモチーフを用いて道路表示 (舗装)・案内標識の整備	—

西港周辺地区

[全体の整備方法]

- 現存する遺構について、現状を維持するために必要な保存措置を施した上で、燐鉱山が稼働していた当時の姿を印象的に示すために、シンボリックな役割を持つ燐鉱石貯蔵庫跡を復元する。
- 遺構群を回遊しながら安全に見学できるような経路を設定し、通路、案内板、休憩施設、手すり等を整備する。特に、燐鉱石貯蔵庫跡と積荷栈橋跡の間にはトロック線路をモチーフに稼働当時の連続性を表現する。
- ガイダンス施設として、地区外のりんこう交流館を位置づけ、地区内には稼働時の諸設備の復元模型等を設置する場の整備を検討する。
- 台風や高波による災害対策（波止めの復元等）を検討するため、監視カメラを設置し、西港周辺地区の遺構（特に燐鉱石貯蔵庫跡）をモニタリングする。
- 西港周辺地区を次の4つのエリアに分けて、整備を行う。

エリア名	対象
貯蔵庫周辺エリア	燐鉱石貯蔵庫跡、積荷栈橋跡
旧西港周辺エリア	旧西港荷揚げ場跡、船揚げ場跡、舢倉庫跡、巻き上げ機設置場跡
ドライヤー周辺エリア	ドライヤー跡、第4倉庫跡、第7倉庫跡、水タンク跡（水取場跡）、火力乾燥場柱跡、電柱支柱跡、石積擁壁
火薬庫周辺エリア	火薬庫跡



[各エリアの整備方法]

貯蔵庫周辺エリア

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
—	<ul style="list-style-type: none"> ● 燐鉱石貯蔵庫跡及び積荷棧橋跡の整備を行いつつ、2 つの施設の連続性を顕在化するための表現整備（解説板、塗装等） ● 見学経路の整備（通路、案内板、休憩施設、安全手すり）

[個別遺構の整備方法]

A) 燐鉱石貯蔵庫跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 南側石積みの天端の保護措置（実施済） ● 東側斜面の土砂対策（実施済） ● RC 壁の保存整備（補強整備） ● 南側石積復元整備 ● 排水対策 ● 散在遺物等の記録・保存・必要に応じた集積・撤去 ● トンネル保存・補強整備 ● 見学動線における安全対策 ● 案内・解説板の整備（暫定整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 東側崩壊土砂の撤去 ● 西側・東側石積みの復元整備 ● デッキ、照明等の見学路の整備 ● 西側及び南側広場のトロッコレールの復元（棧橋との連続性） ● 県道の減幅による北側の敷地回復 ● 北側石積み及びトンネル開口部の復元整備 ● 案内板・解説板の整備

B) 積荷棧橋跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートの健全度調査に基づく必要な保存措置 	—

旧西港周辺エリア

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
—	<ul style="list-style-type: none"> ● 各遺構の整備を行いつつ、見学経路の整備（通路、案内板、休憩施設、安全手すり）

[個別遺構の整備方法]

C)旧西港荷揚げ場跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートの健全度調査に基づく必要な保存措置 	<ul style="list-style-type: none"> ● マストクレーンの設置跡に、復元を視野に入れたモニュメント（3本マストクレーン）の整備 ● 港湾道路には、貯蔵庫及び積荷棧橋の連続性を示す表現整備

D)船揚げ場跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリートの健全度調査に基づく必要な保存措置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 枕木を復元し、舳等の上げ下ろしが可能な状態を回復

E)舳倉庫跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 海側の石積みの補強 ● コンクリート基礎、柱の健全度調査に基づく必要な保存措置 	—

F)巻き上げ機設置場跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 石積擁壁の健全度調査に基づく必要な保存措置 ● 巻き上げ機について記録し、展示物として移設・保存 	<ul style="list-style-type: none"> ● 巻き上げ機を新設、建屋を復元し、舳等の上げ下ろしが可能とする。 ● 巻き上げ機周辺を展望場として整備

C-3 ドライヤー周辺エリア

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
—	<ul style="list-style-type: none"> ● 各遺構の整備を行いつつ、見学経路を整備（通路、案内板、休憩施設、安全手すり）

[個別遺構の整備方法]

G) ドライヤー跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒、崩壊の危険性の高い箇所を特定し、必要な保存措置 ● 散在遺物に混在する廃棄物の撤去（大規模な散在遺物は現状のまま保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部にアクセスするための通路の整備

H) 第 4 倉庫跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 外壁石積みの補強 ● 屋根の復元 ● 保存のための必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実測図や写真等、既存資料を基に遺構の内部空間を復元し、復元模型等の大規模展示物の展示等が可能な展示ガイダンス施設の整備を検討 ● 展示物としては、トロッコ、鯿、燐鉍石取り出し口、積荷棧橋連結漏斗、巻き上げ機、3本マストクレーン等の原寸大又は小縮尺の復元品又は模型

I) 第 7 倉庫跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒、崩壊の危険性の高い箇所を特定し、必要な保存措置 	—

J) 水タンク跡(水取場跡)

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 健全度調査に基づく必要な保存措置 ● 屋根を架構する等、転落や不法廃棄物撤去、投棄防止措置 	—

K) 火力乾燥場柱跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
—	● 健全度調査に基づく必要な保存措置

L) 電柱支柱跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
—	<ul style="list-style-type: none"> ● 健全度調査に基づく必要な保存措置 ● 電柱支柱跡に、復元を視野に入れたモニユメントの整備

M) 石積擁壁

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
—	健全度調査に基づく必要な保存措置

火薬庫周辺エリア

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
—	● 遺構の保存を行いつつ、見学経路の整備（通路、案内板、休憩施設、安全手すり）

[個別遺構の整備方法]

N) 火薬庫跡

短期（概ね 5 年）	中長期（概ね 10 年）
<ul style="list-style-type: none"> ● 調査、管理、見学のためのアクセス通路を整備し、持続的な防草措置 ● 健全度調査に基づく必要な保存措置 	—

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

- 北大東村は、史跡の大部分の土地所有者であり、管理団体である。教育委員会文化財部局が中心になった、運営・体制を整備する。
- 短期的には、史跡の構成要素の保存措置を講じつつ、村内外に史跡の本質的価値を周知する取り組みを推進する。
- 中長期的には、史跡の保存・復元を含めた活用のための整備を推進しつつ、史跡を活用した観光振興等、地域全体で史跡の活用を図る。

第2節 運営・体制の整備の方法

2-1. 短期的な運営・体制

- 史跡の構成要素の保存措置を講じつつ、村内外に史跡の本質的価値を周知する取り組みを基本とする。
- 教育委員会文化財部局が中心となり、保存措置の実施にあたっては、一部の遺構の所有者と協力関係を構築する。
- 地元自治会、青年会、観光事業者、建設事業者等と連携して、植生管理や清掃等、日常の維持管理のための体制を整備する。
- 本質的価値の普及のため、小中学校、社会福祉施設等とも連携し、学校教育・社会教育の機会の拡大を図る。
- 文化財部局内においては、学芸員を新設して、今後の文化財行政の充実を図り、今後リニューアルを検討する民俗資料館を調査研究の拠点とする。

2-2. 中長期的な運営・体制

- 史跡の一部保存・復元を含めた活用のための整備を推進しつつ、史跡観光の振興等、地域全体で史跡の活用を図る取り組みを基本とする。
- 教育委員会文化財部局は、役場内の観光部局との連携を強め、地元の観光事業者、建設事業者、漁業従事者と連携して、海洋レジャーと史跡観光を一体的に進行するための体制を整備する。
- 村内でボランティア・ガイドの育成を進め、ガイド協会を設立して、ガイドの登録・派遣が可能な体制を構築する。

第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 短期計画

- 短期計画は、2018 年度から 2023 年度までの 5 年間の整備事業の予定とする。
- 短期計画期間中は、主に史跡の現状を保存するための整備、情報発信・理解増進のための取り組みを推進する。
- 燐鉱石貯蔵庫跡については崩壊の危険性が高いため、先行して 2018 年度に燐鉱石貯蔵庫跡の現状保存や一部復元等に関する整備基本計画を策定し、早急に調査・設計・工事を実施する。
- 翌 2019 年度は、全体整備に関する整備基本計画を策定する。
- 整備基本計画については、「基本編」「燐鉱石貯蔵庫跡先行整備編」「全体整備編」の 3 部構成として作成する。
- 全体整備は、整備基本計画に基づき、順次、調査・設計・工事を実施する。
- 短期的に保存整備された遺構は、暫定的な公開を予定する。
- 中長期計画を推進するため、復元・活用整備に向け、順次、調査設計を実施する。

第 2 節 中長期計画

- 中長期計画は、2024 年度以降の 10 年間の整備事業の予定とする。
- 中長期計画期間中は、主に史跡の復元を含めた活用のための整備、史跡観光を促進するための取り組みを推進する。
- 2024 年度に短期計画期間中の取り組みについてレビュー（中間評価）を行い、計画内容を精査する。

第3節 総括表

施策の実施計画の策定・実施の総括表を以下に示す。

	事業期間											
	計画策定		短期(保存整備が中心)					中長期(復元・活用整備が中心)			10年目 2028年度	
	2017年度	2018年度	1年目 2019年度	2年目 2020年度	3年目 2021年度	4年目 2022年度	5年目 2023年度	6年目 2024年度	7年目 2025年度	8年目 2026年度		9年目 2027年度
保存活用計画								中間評価				
整備基本計画				1年目は貯蔵庫跡の現状保存や一部復元等に関する先行整備編を策定 2年目は全体整備編を策定								
保存・活用整備(設計) に必要な調査			貯蔵庫跡先行整備に伴う調査						全体・各遺構の保存及び活用に関する整備に伴う調査			
基本設計・実施設計			貯蔵庫跡先行整備に伴う設計						全体・各遺構の保存及び活用に関する整備に伴う設計			
整備(工事)			貯蔵庫跡先行整備						全体・各遺構の保存及び活用に関する整備			
公開・活用								貯蔵庫跡暫定公開				整備が完了したもから順次公開・活用
運営・体制			史跡の保存、本質的価値の普及啓発のための体制整備					史跡の活用、史跡観光振興のための体制整備				

第 11 章 経過観察

第 1 節 経過観察の方向性

第 4 章で示した現状と課題を起点として、その後の変化を記録するとともに、第 6 章から第 10 章に示した施策の実施計画の実施状況を評価する。

第 2 節 経過観察の方法

経過観察は、以下のように行う。

- 2019 年度を起点として、毎年度末に現状確認及び施策の実施状況の評価を行う。
- 現状確認の結果は、地区別、遺構別の各確認シートに記録する。
- 施策評価の結果は、施策別の各評価シートに記録する。
- 毎年度末の確認・評価の結果は整備委員会に報告し、改善策を検討する。
- 短期計画の終了後に、中間レビューを実施し、計画を見直す。
- 10 年を経過した時点で再レビューを行い、計画が完了していなければ、計画を延長・見直しを検討する。

ISBN978-4-9910184-4-2

国指定史跡
北大東島燐鉍山遺跡
保存活用計画

2019年3月

編集 沖縄県北大東村教育委員会

〒901-3902 沖縄県島尻郡北大東村字中野 218 番地
TEL : 09802-3-4138 FAX : 09802-3-4358

印刷 沖縄高速印刷株式会社

〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町兼城 577 番地



ISBN978-4-9910184-4-2